

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 博士学位論文の内容の要旨・審査結果の要旨

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00001523">https://doi.org/10.57529/00001523</a>

## 博士学位論文の内容の要旨・審査結果の要旨

### はしがき

本集は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条による公表を目的として、令和2年1月から令和2年12月までのあいだに、本学文学研究科において博士の学位を授与した者の「論文の内容の要旨」および「論文審査の結果の要旨」を収録したものである。

学位記番号に付した「甲」は、学位規則第4条1項によるもの（いわゆる課程博士）を示し、「乙」は、学位規則第4条2項によるもの（いわゆる論文博士）を示す。

### 目次

#### ◇『博士』学位被授与者

掲載順	学位記番号 学位の種類	氏名	論文題目
〔1〕	文甲第233号 博士（神道学）	半田 竜介	明治前中期における神道と政治 —丸山作楽を中心に—
〔2〕	文甲第234号 博士（宗教学）	山崎 洋史	宗教と認知行動的セルフモニタリングに関する研究 —青年期の適応を通じて—
〔3〕	文甲第235号 博士（宗教学）	李 和珍	グローバル時代における日韓の近代新宗教の展開 —妙智會教団と圓佛教の事例を中心に—
〔4〕	文甲第236号 博士（文学）	呉 寧真	古代語複合動詞の敬語形の研究
〔5〕	文甲第237号 博士（民俗学）	川嶋 麗華	火葬をめぐる民俗学的研究
〔6〕	文甲第238号 博士（民俗学）	石垣 絵美	疱瘡習俗の研究
〔7〕	文甲第239号 博士（文学）	薛 静	近代日本語教科書における謙讓表現
〔8〕	文甲第240号 博士（歴史学）	伊藤 陽平	日清・日露戦後の政界再編と戦後経営 —対外危機下の国内融和—
〔9〕	文甲第241号 博士（歴史学）	平井 倫行	刺青の装飾学 —近代転換期における日本的身体観の変遷と衣裳文化—
〔10〕	文甲第242号 博士（歴史学）	松浦 里彩	柿右衛門様式研究 —文様と構図の分析を中心に—
〔11〕	文乙第294号 博士（文学）	福沢 健	古代の歌と歴史叙述
〔12〕	文乙第295号 博士（歴史学）	榎本 博	日本近世における地域政治と知
〔13〕	文乙第296号 博士（文学）	土佐 秀里	律令国家と言語文化

〔1〕

氏名（本籍地）	半田 竜介（栃木県）
学位の種類	博士（神道学）
学位記番号	文甲第233号
学位授与の日付	令和2年3月21日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	明治前中期における神道と政治—丸山作楽を中心に—
論文審査員	（主査） 教授 阪本是丸 （副査） 教授 武田秀章 教授 齋藤智朗

### 論文の内容の要旨

「明治前中期における神道と政治—丸山作楽を中心に—」と題する本論文は、矢野玄道・権田直助・角田忠行などと並んで幕末維新时期の平田派国学を代表する国学者として著名な丸山作楽の政治的思想と政治活動の軌跡を検討することによって、明治初年から明治中期にかけての「祭政一致国家」樹立をめぐる神道と政治との関係性を神道史の視点から明らかにすることを目的としているものであり、序章・終章含めて全九章で構成されている。

序章では、本論文の目的と構成が簡潔に記されており、近代日本国家の特徴である「祭政一致」と「政教分離」が両立していく過程において、それに政治的に深く関わった神道家・国学者である丸山の活動を検証することの意義が説かれている。

第一章「平田派国事犯事件について—丸山作楽を中心に—」では、従来の研究では矢野玄道など個別の国学者の伝記的観点から論じられる傾向が強かった明治四年の「平田派国事犯事件」について、その全体像を解明することが企図されている。成立間もない維新政府には、薩長土肥系に加え守旧派など多様な立場の人物が混在していたが、丸山は非薩長系の「政府高官」として位置し、その周りには反薩長勢力が集まり、彼らの国政への不満を外交によって転換しようとしたのが丸山にとっての征韓論であったことを明らかにしている。また丸山や矢野らが大嘗祭・神祇官・学校問題をめぐり政府に批判的であったこと、その思想には「黄泉国論争」「前橋神霊事件」などに見られる復古性・非合理性を有していたこと、そして彼らの塾生には国事犯と目される人物のいたことなどを考慮しながら、平田派国事犯事件は、内治の国政基盤の整備を急ぎ、開明的政策を志向する薩長を中心とした政府による、反政府派・攘夷派・復古派一斉弾圧の事件として捉えるべきとの考えを提示している。

第二章「教導職の国政観」では、教導職の教化の指標とされた十七兼題の解説書を取り上げ、政府（櫻井能監）と仏教者（島地黙雷）とを比較しながら、神道教導職であり、忠愛社の協働者として丸山に近い人物である吉岡徳明の思想とその実践活動を検討している。そして、櫻井の解説書から政府は教導職に対し、日本の国体の尊厳性と、開明的諸政策とを国民に啓蒙することを期待していたことを明らかにし、ついで吉岡が外国文物の輸入という形での文明開化には頑なに批判的であり、またキリスト教だけでなく、儒教や仏教の排斥をも志向し、神道の国教化を希求していたと述べる。

第三章「丸山作楽と自由民権運動—『明治日報』を通じて—」は、明治十三年に約十年に亘る国事犯事件による禁獄生活から釈放されて以降の丸山と自由民権運動との関わりを検証し、立憲政治前史において丸山とその周りの国学者や神職らが果たした社会的役割を検討している。当時の自由民権運動の過熱化を抑える意図で、岩倉具視らの支援を受けて明治十四年七月に創刊された『明治日報』において、丸山は漸進・保守的立場を堅持し、天皇や皇室の権限そして尊厳の保持、ひいては日本の国体を守る為の言論活動を展開していたこと、また政治活動と並行して、国体を学術的に講明すべく学術結社・史学協会に関わり、建国以来の国史編纂を行い、帝室・国体の意義を神話以来の歴史と君臣関係に求める歴史枠組みを構築しようとしていたことを明らかにしている。

第四章「丸山作楽の祭政一致観」では、丸山の神祇官衙構想からその祭政一致観が検討されている。明治十三年末から十四年初め頃に丸山が作成したとされる「大教官構想」と二十二年の神祇官設置意見書とを比較し、まず相違点としては、大教官構想では教導も職掌に入っていたが、二十二年の段階ではそれが無くなり、また十四年の時点では見られた国教的神道観（神道＝大教＝非宗教・超宗教的国教との位置づけ）も見られなくなったことを指摘している。十五年の「神官教導職分離」、二十二年の帝国憲法の制定（信教自由の保障）という時代状況の変化に対応しながら丸山が神祇官衙を構想していたことを指摘するとともに、その中でも天皇・宮中祭祀—神祇官祭祀—神社祭祀とを連関させる考え方が一貫していることをも指摘している。

第五章「岩倉具視の国葬と神葬祭」では、明治十六年七月の岩倉具視の国葬について検討し、十一年の大久保利通の「准国葬」や同時期の神葬祭と比較することで、その特徴を抽出している。岩倉の国葬では大久保にはない「帰幽奏上式」という儀式が葬祭の中核となっており、この儀式は、明治初年に神葬祭が広まる中で大社教の前身である出雲大社教会が神葬祭の普及に努め、また祭神論争という神学論争を経た結果、出雲大社独自の葬送儀礼として前景化したものであり、十四年に出版された『葬祭式』では最も大切な祭事と位置付けられていると述べる。その上で、岩倉の国葬がこの出雲大社流の葬祭式

に則っている点に着目し、岩倉の国葬に対して国家は葬儀形式などの宗教的な側面には介入せず、斎主の千家尊福（神道大社教管長）に一任されていたことを明らかにしている。

第六章「丸山作楽と神社局設置—雑誌『隨在天神』を通じて—」では、丸山が明治二十九年に『日本書紀』の「神籬磐境の神勅」を根拠とした臣下による祭祀を行う場所として、八神殿を想定した神祇官論を主張していることに注目し、このことは本論文第四章で取り上げられている宮中に神祇官衙を置き、天皇のもとに祭祀を集中させる構想とは大きく変化していると指摘する。この変化について、同時期に展開していた神祇官興復運動、とくに代議士への働きかけを担っていた壬辰組との関わりから検討し、丸山の神祇官論の変化が壬辰組による神祇官に関する輿論の構築など、明治二十年代の神祇官興復運動に呼応するものであり、『隨在天神』において神祇官に関する考証作業を積み重ねることで生じたのではないかと推測している。

第七章「丸山作楽の教育に関する思想と活動について—明治国学の一側面—」は、丸山の教育と学術（学事）に関する思想と活動を整理・検証し、その特徴を示すことを企図している。丸山の学問観は明治元年の長崎広運館本学局の規則、また十年代の『明治日報』に確認できるとして、本学・皇朝学（皇典学）を最も重視しながらも、漢学や洋学を適宜取り入れるものであり、日本の伝統と西洋の文物との整合をつけようとしたことが看取されると述べる。特に十年代において丸山は、過激な自由民権論に対して民心の安定を図ることのできる問として皇典学に期待を寄せており、丸山における学事は政治活動とも関連していたことを指摘している。

終章では、本論文のまとめと課題が記されており、高名な国学者にしては研究の少ない丸山作楽という国学者の政治的事績を改めて整理し、検証したという点に本論文の意義があると述べている。また残された課題としては、丸山作楽の政治活動に関連する人物のさらなる調査が、丸山作楽にとっての「神道と政治」をより明らかにするための必須の作業であること、そもそも丸山作楽という国学者を研究する大前提としての近世・近代国学の基礎的知識の必要性、などが自戒を込めて述べられている。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、幕末維新时期を代表する平田派国学者である丸山作楽に焦点を当て、丸山の明治初年から明治中期に至るまでの思想的政治的活動を通して、近代神道史研究の重要課題である「近代的祭政一致国家」の樹立に向けた歴史的過程を解明しようとするものである。

丸山作楽は、幕末維新时期に全国的かつ巨大なネットワークを持ち、明治維新政府の神祇・

宗教行政、文教行政などの部門に一定の影響力を有していた平田派国学の実力者であり、矢野玄道や権田直助、角田忠行といった当時の平田派を代表する国学者には見られない異色の経歴を有している。

論者は丸山の経歴を俯瞰し、①明治初年に非薩長系の高官として国学者間の交渉役を担ったこと、②明治十年代の祭神論争の調停役となったこと、③岩倉具視の支援によって発刊した『明治日報』を拠点に自由民権運動と対峙したこと、④宮内省図書助・元老院議員・貴族院議員を歴任し、生涯にわたり天皇、神道・神社、教育などの国家的位置付けに関しての政治的活動を行ったこと、などを挙げて、「近代的祭政一致国家」樹立に向けて果たした丸山の事績を検証することの重要性を指摘している。

出獄後の丸山の動静を注視する岩倉具視、そして丸山の天皇論に敏感に反応する福澤諭吉などを考慮するならば、論者が丸山を軸にして明治前中期の「神道と政治」を解明しようとする本論文の研究視角は大いに評価できるのであり、明治維新以後の「近代的祭政一致国家」形成の山場ともいえるべき明治前中期における「神道と政治」の関係を論じるに際して、丸山作楽の事蹟の検討が必要不可欠との立場からなされた本論文は、これからの近代神道史研究にとっても大きな意義があると思慮する。

本論文でまず評価すべき点は、これまで個別的に論じられてきた明治初年の一連の「国事犯事件」について、丸山作楽を軸に総体的に把握し、復古性・非合理性を有する丸山や矢野らが「大嘗祭・神祇官・学校問題をめぐり政府に批判的であり、かつ彼らの塾生には国事犯と目される人物がいたことなどを総体的に解明し、「平田派国事犯事件」の歴史的真相に迫ろうとしたことであろう。次いで、明治十三年に出獄して以降の丸山の自由民権運動への対抗的政治・言論活動の実態を丸山が創刊した『明治日報』を駆使して、当時の政治的言論活動にとって新聞が重要な役割を担っていることに着目し、丸山が漸進・保守的立場を堅持し、天皇や皇室の権限と尊厳の保持、さらには日本独自の国体を守る為の言論活動を展開していた実態をリアルに浮き彫りにした点も評価できる。

さらに、本論文で最も評価すべき点として、丸山作楽の「祭政一致観」についての詳細な分析・検討を行っていることが挙げられよう。即ち、論者は、第四章「丸山作楽の祭政一致観」、第六章「丸山作楽と神社局設置」において、明治十三年から二十九年に至るまでの丸山の神祇官衛構想を緻密に検証し、当初の「大教官構想」には存在した「教導」を視野に入れた国教的な神道観が二十二年の神祇官設置意見書では消え失せ、天皇・宮中祭祀—神祇官祭祀—神社祭祀とを連関させる考え方に一本化されたことを指摘、さらに二十九年には「神籬磐境の神勅」を根拠とした臣下による祭祀を行う場所としての八神殿を想定した神祇官論を主張していることに注目し、従前の宮中への神祇祭祀の集中化論からの変

化について言及している。この変化について論者は、同時期に展開していた神祇官興復運動、特に代議士への働きかけを担っていた神職組織である壬辰組との関係が丸山の神祇官論の変化を齎したのであり、丸山の神祇官論は明治二十年代の神祇官興復運動に呼応するものであったと述べているが、昭和の戦時下に至るまでの種々の神祇官構想を考える上でも重要な指摘であり、本論文の最も重要な成果であろう。

このように、本論文は専論が少なかつた丸山作楽をめぐる本格的な論考として大いに評価できるのであるが、無論さまざまな課題や問題とすべき点もある。とりわけ、第二章「教導職の国政観」では、丸山と吉岡、あるいは岩倉との関係について今少し深い掘り下げがあつて然るべきであり、また第五章「岩倉具視の国葬と神葬祭」では、岩倉の国葬についても何故に大社教の神葬祭が採用されたのか、そして国家は葬儀の形式・内容にどうして容喙しなかつたのか。さらには、このことが丸山とどのような関係があるのか。再度検討すべき重要な課題であろう。

以上述べたように、本論文には検討さるべき課題や問題点も存在するが、丸山作楽という幕末維新时期から明治期にかけて活躍した平田派国学者に関する数少ない専論であるのみならず、国学者と神道をめぐる政治との関係に焦点を絞つたあまり類例のない論考でもあることから、今後の近代神道史研究の促進にも大きく寄与するものと評価できる。

よつて、本論文の提出者半田竜介は、博士（神道学）の学位を授与せられる資格があるものと認める。

〔2〕

氏名（本籍地）	山崎 洋史（神奈川県）		
学位の種類	博士（宗教学）		
学位記番号	文甲第234号		
学位授与の日付	令和2年3月21日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	宗教と認知行動的セルフモニタリングに関する研究 —青年期の適応を通じて—		
論文審査員	（主査）	（副査）	（副査）
	大学院客員教授 井上順孝	教授 遠藤潤	教授 黒崎浩行

### 論文の内容の要旨

本論文は、宗教観を臨床心理学的に適用する研究、とくに第3世代認知行動療法を踏まえ、日本の若い世代の宗教観等について、認知行動的セルフモニタリングという観点から議論している。研究目的は以下の4点であるとしている。

第1は現代の日本における宗教観の構造を明らかにし、宗教観構造が、適応や自己の成長に与えている影響を実証的に明らかにすること。第2は宗教観の肯定的側面の構造を検討し、個人的な自己信頼感や幸福感などのいわゆる認知的適応と行動的適応に与える影響を明らかにすること。第3は宗教観の肯定的側面が、不適応状態に与える影響を検討すること。第4は宗教観の肯定的側面からアプローチする認知行動的セルフモニタリング変容を用いた認知行動療法の事例研究からその適用を検討することである。

本論文は以下の7章からなる。「第1章 研究の目的と方法・概念的枠組」、「第2章 宗教観と適応に関する研究—宗教観・信仰の有無と適応感・アイデンティティ確立の因子相関—」、「第3章 スピリチュアリティ的認知（信念）と青年期適応に関する研究—Subjective Well-Being（主観的幸福感）および対人ストレスコーピングにおける因子相関—」、「第4章 スピリチュアリティ的認知と抑うつスキーマに関する研究—認知的セルフモニタリング「抑うつスキーマ」における因子相関—」、「第5章 認知行動的カウンセリングの背景—宗教観における個人的認知変容による適応支援への道程—」、「第6章 事例研究：女子高校生の過食行動に対する認知行動的セルフモニタリングカウンセリング」、「第7章 本研究から得られた知見と宗教の認知行動的適応支援への提言」。

「第1章 研究の目的と方法・概念的枠組」では、認知行動的セルフモニタリングの枠

組みとしての個人の内的な宗教と生きる意味、行動選択に関する実証的調査研究を目指すことの重要性について言及している。認知行動的セルフモニタリング及び第3世代認知行動療法がどのようなことを目的としているかを論じ、宗教観による個人の「適応感」「感情」「行動」「認知」の関係を、多変量解析にてエビデンスに基づき明確化していくことが重要であるとする。

「第2章 宗教観と適応に関する研究—宗教観・信仰の有無と適応感・アイデンティティ確立の因子相関—」では、宗教観に関する質問紙調査結果を因子分析によって、集団的組織的側面と、個人的認知的側面に分類する。調査は都内の国立及び私立の大学生を対象にしたもので、有効回答数は452名、平均年齢は20.0歳である。

調査結果から、宗教観の集団的組織的側面は「宗教組織は、強制的である」などのネガティブ要素、宗教観の個人的認知的側面は「信仰によって、自己を内省し、反省することができる」などのポジティブ要素で構成されていることが明らかになったとしている。さらに重回帰分析により、「宗教を持っていない」群は、集団的組織的側面として宗教の排他・強制イメージが、孤立・拒絶感に影響を与えていることなどが明らかになったとする。宗教集団や宗教組織には入ってなくとも、個人的認知的な宗教的行動によって、社会適応を促進させ、自己確立に影響を与えていることが明らかにされたとする。

「第3章 スピリチュアリティ的認知（信念）と青年期適応に関する研究—Subjective Well-Being（主観的幸福感）および対人ストレスコーピングにおける因子相関—」では、宗教観の個人的認知的側面を、より詳細に分析するための尺度として「スピリチュアリティ的認知（信念）」を用いて質問紙調査した結果を論じている。調査対象は都内の私立女子大学の学生135名で、平均年齢は19.3歳である。

スピリチュアリティ的認知（信念）は、因子分析により「魂の永続性」「人生の意味」「神の守護」「因果応報」「輪廻」「心象の現実化」の因子構造があるとする。さらに「subjective well-being（主観的幸福感）尺度」を用いて重回帰分析を行い、スピリチュアリティ的認知（信念）「人生の意味」因子が、この尺度のすべての構成要素である「自己信頼感」「満足感」「幸福感」に影響を与えていたとする。

またスピリチュアリティ的認知（信念）が与える影響を検討する行動変数として、「対人ストレスコーピング」を取り上げて重回帰分析を行い、スピリチュアリティ的認知（信念）、すなわち「人生の意味」「神の守護因子」「因果応報」の3因子が、社会的適応力のある「リフレーミング型コーピング」に影響していることが明らかになったとする。

「第4章 スピリチュアリティ的認知と抑うつスキーマに関する研究—認知的セルフモニタリング「抑うつスキーマ」における因子相関—」では、宗教観の個人的認知的側面（ス

スピリチュアリティ的認知)の要素のうち何が「不適応認知」に影響を与えているのかを質問紙調査を行った結果に基づいて分析している。調査対象は第3章の調査と同じである。「抑うつスキーマ」は、因子分析により「他者不信」「高達成志向」「失敗不安」「他者評価依存」「自律志向」の要素に分類することができたとする。不適応状態と認知行動的セルフモニタリングの関係性を明らかにすべく、「抑うつ傾向」を対象に調査を行ったが、重回帰分析の結果、スピリチュアリティ的認知(信念)における要素「人生の意味」「輪廻」因子が、抑うつスキーマ「失敗不安」に負の影響を与えていることが明らかになったとする。そして抑うつ傾向に対する心理支援として、人生の意味の把握や、現在・過去・未来へ続く時間的思考のスピリチュアリティ的認知(信念)が、抑うつ傾向の失敗不安を減じる影響を持つことが実証されたとする。

「第5章 認知行動的カウンセリングの背景—宗教観における個人的認知変容による適応支援への道程—」では、第3世代認知行動療法理論へ至るまでの第1・第2世代の理論・技法の変遷について再確認し、第3世代が科学的アプローチに宗教を併存させることで、適応促進が定着されるに至ったプロセスを論じている。

「第6章 事例研究：女子高校生の過食行動に対する認知行動的セルフモニタリングカウンセリング」では、ある青年女子の摂食障害(過食症)への心理支援の事例研究を行った結果が示されている。10回以上の面接が行われたが、宗教観の個人的認知的側面が、認知行動的セルフモニタリングの枠組みの変容に影響を与えていることが確認されたとする。

最後の「第7章 本研究から得られた知見と宗教の認知行動的適応支援への提言」では、本論文で議論したことを踏まえて概念図を提示し、日本における宗教の個人的認知的側面の「スキーマ(コアビリーフ)」、特に「人生の意味」の把握が、適応状態支援、不適応事態からの修正に際して、「感情」「行動」「認知」に影響を与えることが、多変量解析によって証明され、同時に事例研究においても明らかにできたことを述べる。今後、日本においても第3世代認知行動療法の宗教要素と併存した療法が、導入されていくことが予想されるとし、宗教の個人的認知的側面をもってアプローチすることで、その有効性を向上させていくとの提言をしている。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、大学教員として臨床心理学の研究に長年従事してきた論文提出者が、第3世代の認知行動療法というものを展開するに当たって、日本人の宗教観の特徴を踏まえるこ

とが必須であるという立場から、調査事例、臨床事例を通して、宗教的視点を組み込むことの重要性に気づき、新たな提言を行ったものである。臨床心理学の理論はほぼ欧米の輸入であるので、それを日本で用いる場合には、適用にかなりの時間がかかる。その理由は、日本において心理的支援を目指す場合に生じる欧米との人間観や文化的背景の違いであるとして、認知行動療法に際しても、日本人の宗教観とくに宗教についてのゆるやかな信念についての理解が必要であるという立場をとっている。第3世代の認知行動療法がキリスト教文化を基盤とする国々において仏教的瞑想を導入したことで始まったことに注目し、日本社会は仏教文化になじんでいることから、この理論をそのまま導入することには現場で戸惑いがあるとする。それゆえ、日本人の宗教観を踏まえた上の認知行動療法が求められるとして議論を展開している。

この問題を展開するために、宗教社会学ですでに数多く行われている日本人の宗教観に関する実証的調査結果を検討している。とくに青年期の適応についての議論であるので、國學院大學日本文化研究所と「宗教と社会」学会が行った学生宗教意識調査の結果を参考としている。宗教をアブナイものとして認識する学生が多い一方で、宗教に対する肯定的意見も過半数を占めることなどに注目して、日本においても認知行動的カウンセリングに宗教的要素を採り入れていくことの有用性について議論している。こうした着眼と研究方法は、宗教研究と心理学理論の接合を試みたものとみなせる。

実際の検証は論文提出者自身の行った3つの質問紙調査、それに臨床事例によってなされている。質問紙調査は論文提出者が講義を行っている複数の大学の学生を対象にして行われたものが含まれており、宗教社会学の調査例を参考にして、臨床心理学における平均的なサンプル数よりもかなり多くなるよう設定している。臨床心理学などでは質問項目数以上のサンプル数であれば、通常は問題がないとされているとのことだが、宗教社会学では一般的には少なくとも100以上のサンプル数であることが多いことを考慮するなど、調査方法にも工夫したことがうかがえる。

第3世代の認知行動療法においては、宗教やスピリチュアリティの占める役割が大きく評価されているという世界的な動向を採り入れて、これを日本の事例に即して展開しようとしている点は、この観点におけるパイオニア的な意味をもつと評価することができる。欧米の認知行動療法にとってマインドフルネスを採り入れるのは新しい手法であるが、日本ではこの種の瞑想法は長く文化の中に根ざしているものである。この点を踏まえ、むしろ日本人があまり意識せずに抱いている宗教観について議論を進めている点は、臨床心理学では野心的な試みに属すると考えられる。宗教社会学では欧米と日本の宗教、あるいは宗教文化に関するこうした議論は大前提になっているので、そうした宗教社会学の視点を

臨床心理学に積極的に採り入れようとした点に大きな特徴がある。

本論文は認知行動療法という実践的な課題に対応するものであり、実証的なエビデンスが得られるかどうかについて、いずれの調査結果に関しても慎重に検討している。恣意的な結論にならないように努めていることは評価できる。ただいくらかの弱点があることは否めない。論文提出者は長く心理学の視点から研究を続けてきているが、認知療法における宗教や宗教文化の重要性に気付いてから宗教学について学んだという経緯がある。それゆえ、宗教史や現代宗教についての基本的知識について、本論文の視点から論じる上では必ずしも十分ではないと見受けられるところがある。とくに宗教とスピリチュアリティの区分に関しては、宗教研究においては非常に議論のあるところである。また当人が宗教と置いていなくても宗教性があるものについて議論することは、一定の宗教史への知識がないと常識的な宗教観に左右される恐れがある。その点からすると、アンケート調査の項目の立て方にも、もう少し工夫が必要であり、また得られた結果を因子分析などの手法によって分析するには限界があることをより強く自覚する必要がある。

とはいえ、こうした宗教的な内容の質問項目を多く含むアンケート調査を認知行動療法という実践的立場から行ったことは、今後の宗教研究にとっても大きな参考になる。「宗教は人間に必要である」、「神仏は存在する」などといった宗教的に肯定的な態度が、心理的にプラスに働く傾向があるという結論は、神学的立場からする宗教の有用性の主張とはまた異なった立場からの議論を提起しており、宗教研究にも参照されるべきものである。

本論文はこれまでの多くの調査事例や臨床事例などをまとめているので、それぞれの章は議論が完結しているが、全体としての論の運びにおいてはやや統一性に欠けるところがある。とくに第6章はやや唐突な事例報告にも感じられる。最終章で、本研究で得られた知見と提言が述べられているが、実践的課題に関しては一定の成果を示していると言えるが、宗教研究における理論への提言にまでは至っていない。

そうした問題点はあるが、臨床心理学と宗教研究、とくに宗教社会学的な研究の成果を相互参照し、青年の心理に即して第3世代の認知行動療法を宗教社会学における議論と接続させようとした試みは高く評価でき、今後の展開が期待できるものである。

以上の審査結果によって、本論文の提出者山崎洋史は、博士（宗教学）の学位を授与せられる資格があると認める。

## 〔3〕

氏名（本籍地）	李 和 珍（大韓民国）		
学位の種類	博士（宗教学）		
学位記番号	文甲第235号		
学位授与の日付	令和2年3月21日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	グローバル時代における日韓の近代新宗教の展開 —妙智會教団と圓佛教の事例を中心に—		
論文審査員	（主査）	（副査）	（副査）
	大学院客員教授 井上順孝	教授 遠藤潤	教授 黒崎浩行

## 論文の内容の要旨

本論文は、日本の仏教系新宗教である妙智會教団（以下、妙智會）と韓国のやはり仏教系新宗教である圓佛教のとくに1980年代以降の展開に焦点を当て、グローバル化が進み、情報化が進行する中に教団の活動や信者の意識にどのような変化が観察されるかを、文献研究、面談調査、アンケート調査という大きく3つの方法によって調査し、分析したものである。

2つの教団は形成された時期が圓佛教の場合は20世紀前半、妙智會の場合は20世紀中ごろと比較的近く、また教団の規模も公称信者数では数十万人と比較的似ている。どちらも仏教系であり、先祖供養を重視するなど、教義に似た点もいくつかある。両教団を近代新宗教として位置付けた上で、グローバル化や情報化が教団に与えている影響を考察すると同時に、日本と韓国の社会状況の違いが宗教活動の展開にどう関わっているかを考察している。とくに妙智會の信者2,486人、圓佛教の信者1,252人に対して行われたかなり規模の大きいアンケート調査結果が分析されているが、日韓の教団に対して同様の視点からなされたこうしたアンケートは他に類がなく、きわめて貴重なデータを提供している。

本論文は、序論以下3部に分かれる。第Ⅰ部が3章、第Ⅱ部が3章、第Ⅲ部が3章からなり、これに終章が付されるという構成になっている。末尾には妙智會の信者に対するアンケート調査の質問内容と、圓佛教の信者に対する韓国語のアンケート調査の質問内容が記されている。

序論において、本論文の目的と構成とを示している。とくにグローバル化が進行する時期の両教団の活動を比較することを主眼とした理由を明らかにしている。

「第Ⅰ部 妙智會の形成とグローバル時代の展開」の「第1章 妙智會に関する研究史—宗教社会学的視点を中心に—」においては、妙智會の概要を示すと同時に、先行研究について考察を行っている。妙智會は靈友会から1950年に分派し、宮本ミツを会主として、新たな組織を作った。ミツの没後、娘婿の宮本文靖、文靖の息子の恵司と継承された教団指導者の活動方針等についても、教団資料を踏まえて概略を示している。

妙智會についての先行研究を紹介し、本論文はそれまでの研究で扱われた時期以後の最近に至るまでの状況が主たる対象であることを述べている。教団刊行物を教祖伝、定期刊行物などに分けて整理して、その内容を紹介している。教団刊行物の特徴として、教祖に関する文献が多いこと、信者の体験談を重視していること、教学研究にはあまり力が注がれていないことの3つを挙げている。また関連の統計資料も踏まえながら現代に至る教団の展開をおさえている。

「第2章 グローバル化時代の到来と新宗教妙智會教団の展開—機関紙・誌の分析を中心に—」においては、教団刊行物の内容から、妙智會がどのような人たちや団体とつながりを形成してきたかについて分析している。政治家とのつながりも多いが、社会活動に関しては新日本宗教団体連合会（新宗連）の加盟教団として活動したことで、基本的な活動の路線ができたことを指摘している。そして国際活動を展開するに際して1990年に設立された「ありがとう基金」が重要な機能を果たしているとし、その活動について会員にどのような点を強調して広報してきたかを分析している。

「第3章 「ありがとうインターナショナル」の理念とその展開」においては、「ありがとう基金」が2012年に一般財団法人「ありがとうインターナショナル」となり、国際活動が一段と広く展開され、国連機関やその他のNGOと連携していくようになったとする。ここに妙智會のグローバル化時代の対応の特徴が見られるとしている。海外布教に力点を置くのではなく、国際的な機関との協力に力を入れるというやり方であるとする。

「第Ⅱ部 圓佛教の形成とグローバル時代への対応」の「第1章 圓佛教の現況と研究の動向—宗教社会学的視点から—」においては、創設以来の圓佛教の歴史、組織の概要、基本的な教理、主たる儀式と修行、教団施設と関連機関、そして布教現況などを概括した上で、圓佛教についての先行研究史をまとめている。圓佛教は1916年に少太山（朴重彬）によって韓国で設立された仏教系の教団である。1943年の少太山の死後、圓佛教の教えは「宗法師」により継承され、現在までに5人の宗法師がいる。これらの歴史や活動の概要については、主に韓国語文献を参考にして論じている。

「第2章 圓佛教の日本布教と現況」においては、圓佛教の日本布教の歴史と現況をまとめている。圓佛教の宗教施設は教堂と呼ばれるが、日本の教堂に集まる信者はほとんど

が韓国人あるいは韓国系の人たちである。面談調査や参与観察によって得られた結果に基づいて、日本人信者があまりいない理由について考察している。

「第3章 圓佛教の海外布教の日米比較 —「圓佛教新聞」の記事分析—」においては、機関紙『圓佛教新聞』に掲載された記事を分析して、圓佛教の海外布教について考察する。韓国外でもっとも多く、の教堂及び関連施設が設立されている米国と日本の布教活動とを比較し、日本における教堂や日本人信者が少ない理由を考察している。仏教的な近代新宗教が米国では禪仏教の広がりがあるように受け入れられる素地があるが、日本の場合は仏教系の近代新宗教が数多くあり、禪仏教も広まっているので、圓佛教は受け入れられる余地があまりなかったと分析している。

「第Ⅲ部 グローバル時代における近代新宗教の展開の日韓比較 —アンケート結果を中心に—」の「第1章 情報化時代における妙智會会員の意識」においては、2006年~2007年に妙智會の会員2,486人を対象に行ったアンケート調査の結果を分析している。会員の先祖供養に対する考えが世代間でどう異なるか、情報化時代の変化に会員の対応がどの程度意識化されているのかなどについて世代間の差に焦点を置いて考察している。

「第2章 情報化時代における圓佛教教徒の意識 —教徒へのアンケート調査の分析を中心に—」においては2008~2009年に行った圓佛教の教徒1,252人を対象にしたアンケート調査の結果を分析している。教徒の信仰生活と教理、教団に対する考えを、世代間の差に焦点を置いて考察している。

「第3章 妙智會と圓佛教の意識調査の比較」においては、妙智會と圓佛教の信者を対象にして行ったアンケート調査のうち、とくに先祖祭祀に関係する質問、及び情報化への対応に関する質問についての回答結果について注目しながら、両教団を比較し、共通点と異なる点を分析し、その理由について考察している。

「終章」では、妙智會と圓佛教のグローバル時代への対応の特徴をまとめている。妙智會も圓佛教も、教団の基礎が固まってくるのは、1950年代から60年代にかけてであり、教えや活動のあり方もその時期の社会状況に大きな影響を受けたとする。また両教団における信者の高齢化の傾向が、グローバル化への対応をやや鈍くしている面は共通性があると分析する。情報化に関しては圓佛教がインターネット上の情報を多様に発信するなど、妙智會だけでなく日本の他の近代新宗教に比べても進んでいる面がある。これは韓国が21世紀になってすぐ、国家的に情報化を推進したことが影響していると考察している。

## 論文審査の結果の要旨

日本や韓国においては近代化の過程で近代新宗教と呼ばれるような新しい教団が19世紀から20世紀にかけて数多く形成された。そのうち、20世紀前半にその基盤ができた教団は、20世紀末から21世紀初めにかけては、指導者や信者の世代更新が進んだ。リーダーが変わると同時に、信者も最初に入信したいわゆる1世信者は少なくなり、親が信者であったという2世信者、さらにその子どもの世代の3世信者が大半を占めるようになる。この時期はグローバル化や情報化が急速に進行する時期である。

本論文で扱われている妙智會と圓佛教は、こうした教団の典型例である。両教団とも仏教系であり、また信者規模は新宗教の中では中規模と言えるものである。本論文はこの2つの教団について、成立より半世紀以上が経過した新宗教がグローバル化の進行する時代にどのような活動を展開しているかを比較するだけでなく、同じ時期の日本と韓国の社会状況の違いを踏まえて論じているという点において、ほとんど類のない研究である。論文提出者の母語は韓国語であるが、日本語能力もきわめて高いゆえに可能になった研究と言える。

研究方法はオーソドックスであり、基礎となる教団資料と先行の研究文献を日本語、韓国語の双方において踏まえた上で、面談調査とアンケート調査を行っている。グローバル化や情報化がもたらす影響を分析するという視点が一貫しているので、アンケート調査の内容もそれに沿った内容となっている。21世紀当初における教団の情報化への対応に対して信者たちがどのような考えや意見を持っていたかや、教団が設立以来行っている先祖祭祀のあり方に対する意見や評価がうかがえる貴重なデータを提供している。

妙智會はとくに1960年、70年代における活動については、若干の先行研究があるが、90年代以降の活動についての研究はきわめて少ない。本部における教団幹部、また都内の支部における教会長に対する面談調査の他、七面山修行、千葉県の上野原の聖地における修行にも加わって参与観察を行っている。こうした調査によって、多くの会員たちからさまざまな情報を得た上で、アンケート調査の結果も分析しているので、託送法というやや正確さにおいて問題を孕む方法をとっているものの、実情と乖離した分析にはなっていないと考えられる。会員の高齢化が進み、教団がインターネット上で発信する情報をあまり利用していないことが、回答結果から数値化されて議論されていることは大きな意味がある。

また圓佛教については、日本における宗教社会学的な研究はほぼ皆無と言っていいほどである。規模は比較的小さいものの、韓国では仏教、プロテスタント、カトリックとともに四大宗教とされており、社会的によく知られている。中学校、高等学校の他、圓光大学

校という大学も設立している。しかし、韓国においても教学的な研究は一定程度あるとはいえ、宗教社会学的な研究となると少ないと言える。韓国における新宗教研究自体が、日本に比べると研究者の層が薄いこともその理由の一つである。こうした中に日本において蓄積されている新宗教についての宗教社会学的な視点を採り入れて、圓佛教の資料や面談調査の結果から、21世紀における活動の特徴を分析したことは高く評価される。

圓佛教は2010年代後半になって、インターネット上に多くの資料やデータを公開するようになった。本論文執筆の途中にこれに気付き、これらから得られる情報も十分活用して、日本と韓国、さらには日本と米国における圓佛教の活動を分析した点も評価される。

両教団についての先行研究が必ずしも多くはないので、基本的な事柄を確認するのに多くの努力を費やす必要があったと思われるが、丹念に資料を収集し、それらを細かく整理分析しているので、今後の両教団の研究に大いに資すると評価できる。

ただアンケートの実施が2000年代半ばであり、致し方ないとはいえ、2010年代における展開と突き合わせる場合に、多少のズレが生じている。論文執筆期間が長かったことも、このズレをいくぶん大きくしている。21世紀において、グローバル化、情報化の進行は加速化している傾向にあるので、こうした現代宗教の分析は以前にもまして困難さを抱えている。こうした点を整理するには、21世紀におけるグローバル化や情報化の進行と、それらが宗教活動に与えている影響について、さらに細かく時期を分けて分析する必要も出てきている。これは今後の課題として提示しておきたい。

そうした課題点はあるものの、本論文はよく考えられた対象の設定の上に、着実な研究方法によって、日韓の2つの教団のグローバル時代における活動の変容や、それに対する支部長などローカルな指導者や信者たちの意識について分析しており、今後の日本及び韓国の新宗教研究に資するところが大きい研究と言える。

以上の審査結果によって、本論文の提出者李和珍は、博士（宗教学）の学位を授与せられる資格があると認める。

〔4〕

氏名（本籍地）	呉 寧 真（中華民国）		
学位の種類	博士（文学）		
学位記番号	文甲第236号		
学位授与の日付	令和2年3月21日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	古代語複合動詞の敬語形の研究		
論文審査員	（主査）	（副査）	（副査）
	教授 吉田永弘	教授 小田勝	本学名誉教授 大久保一男
	（副査）		
	聖心女子大学教授	本学大学院兼任講師	小柳智一

### 論文の内容の要旨

本論文は、古代語の複合動詞の主体敬語（いわゆる尊敬語）の形について考察した論文で、序章「古代語の複合動詞」、第一章「動詞連用形に後接する「おはす・おはします」、第二章「動詞連用形に後接する「ものす」、第三章「「見る」型複合動詞の敬語形」、第四章「「召し寄す」の通常語形」、第五章「中古和文複合動詞の主体敬語の形」、第六章「上代語複合動詞の主体敬語の形」、第七章「中世語複合動詞の主体敬語の形」、補章「現代語におけるアンケート調査結果」、終章「結論と今後の課題」の十章から成る。

序章では、研究の背景と目的を述べ、本論文の扱う複合動詞の範囲を示している。古代語の複合動詞が存否も含めて範囲を特定しがたいことに鑑みて、「動詞連用形＋動詞」の形をとるものを、前項と後項が並列的な関係にある「動詞並列」、統語関係がある「動詞連接」、そのうち助詞が介在せず、前項と後項が入れ替わる例もない「動詞複合」、後項が機能的意味を表す「動詞＋補助動詞」の四種に分け、前三者を本論文で扱う「複合動詞」とする。

第一章と第二章では、動詞連用形に後接した「おはす・おはします・ものす」が複合動詞の後項なのか補助動詞なのかについて考察し、前者の場合、その通常語形を探っている。まず、前接する動詞が「来・行く・ゐる」を後接するかどうかに着目し、後接した語を通常語形とする。次に、この方法で通常語形が特定できない場合は、特定できた語の特徴を踏まえ、動作主の移動の有無に基づいて想定する。その結果、「おはす・おはします・ものす」は複合動詞の後項と捉えるのが原則で、その通常語形は、動作主の移動がある場合

は「来・行く」であり、動作主が動かないでいる場合は「ゐる」であるとする。また、動作の存続を表す場合を補助動詞としている。

第三章では、「見る」を要素とする複合動詞の主体敬語の形について考察している。「見る」が前項になる場合、主に複合動詞全体に「たまふ」をつける型になるのが原則で、前項を「御覧ず」に変える型もあると述べる。一方、「見る」が後項になる場合、「たまふ」をつける型になることを指摘する。

第四章では、敬語独立動詞「召す」と複合動詞「召し寄す」の通常語形について、「呼ぶ」「取る」の複合動詞の調査を通して考察している。「召す」と「呼ぶ」とは対応するが、「取る」とは対応せず、「召す」の持つ「人が介在する」意に対応するのは、「取る」に使役の助動詞「す・さす」を用いた形であるとする。そして、ヒトを呼び寄せる場合の「召し寄す」の通常語形が「呼び寄す」であるのに対して、モノを取り寄せる場合の「召し寄す」の通常語形は「取り寄せさす」であると推定する。また、「召す」の通常語形はヒトを呼ぶ場合が「呼ぶ」であるのに対して、モノを取り寄せる場合は「取り寄す」が担うとする。使役の「す」を用いた「取らす」ではないのは、「取らす」が使役の意を失った「与える」意を表す動詞となっているためであるとしている。

第五章では、中古和文の複合動詞の主体敬語の形の使用傾向を示し、複数の形が見られる理由を考察している。まず、主体敬語には、Ⅰ「敬語独立動詞＋後項」、Ⅱ「前項＋たまふ＋後項」、Ⅲ「前項＋敬語独立動詞」、Ⅳ「前項＋後項＋たまふ」、Ⅴ「敬語独立動詞＋敬語独立動詞」、Ⅵ「敬語独立動詞＋後項＋たまふ」の六種類があることを示し、ⅠⅢの敬語独立動詞を主に用いる動詞と、Ⅳの「たまふ」を主に用いる動詞に分けられることを指摘し、敬語独立動詞が二種類以上ある動詞は敬語独立動詞を使う傾向があり、そうでない動詞は「たまふ」を使う傾向があることを示す。そして、この傾向は二段階の敬語の形が必要であることの反映であると解釈している。また、ⅤⅥの両項敬語形が生産性のある形ではないことから、中古の複合動詞が、複合する力が強くなりつつある段階にあるとしている。

第六章では、上代語の複合動詞の主体敬語の形について考察している。上代には中古で見られない両項敬語形「動詞＋たまひ＋動詞＋たまふ」が見られるが、宣命における特殊な形であることを指摘する。また、上代語の複合動詞の主体敬語の形は、接尾語「す」を一回用いる形が一般的であるとする。

第七章では、中世語を中世前期と中世後期に分け、複合動詞の主体敬語の形について考察している。中世前期では、二種類の敬語独立動詞を有する動詞は、より敬意が高い敬語独立動詞を用いる形と、一般的な敬語独立動詞を用いる形で敬意差を表し、一種類の敬語

独立動詞しか有さない動詞は、「敬語独立動詞＋後項」に更に尊敬の助動詞を後接させる形と、「敬語独立動詞＋後項」や「前項＋後項＋る・らる」の形で敬意差を表しているとする。中世後期では、二種類の敬語独立動詞を用いる複合動詞がなく、一種類の敬語独立動詞しか有さない動詞は、「敬語独立動詞＋後項＋る・らる」「前項＋後項＋（さ）せらる」と、「敬語独立動詞＋後項」「前項＋後項＋る・らる」の形で敬意差を表すとする。なお、複合動詞の例数は多いが、敬語形の例数が少ないことから、複合動詞を敬語形にしなくなっていることを指摘している。

補章では、現代語の複合動詞が敬語形になる場合、どのような形を用いるか、また、語彙的複合動詞と統語的複合動詞による使い分けがあるかどうかについて、日本語母語話者と日本語学習者に分けて、アンケート調査を行い、現代語の実態を探っている。現代語の複合動詞の敬語形は、語彙的複合動詞を敬語形にする場合には、「お＋前項＋後項＋になる」の形、統語的複合動詞を敬語形にする場合には、「お＋前項＋になり＋後項」の形になることが指摘されている。調査の結果、母語話者は、複合動詞を敬語形にする場合、語彙的複合動詞と統語的複合動詞による使い分けがあるが、個人差があるとする。一方、学習者は、複合動詞を敬語形にする場合、語彙的複合動詞と統語的複合動詞による使い分けはほとんどなく、語彙的複合動詞の敬語形（「おーになる」）を使う場合が多いとする。

終章では、結論として各章のまとめと、今後の課題について述べている。

### 論文審査の結果の要旨

申請論文『古代語複合動詞の敬語形の研究』は、古代語の複合動詞が主体敬語になる場合に、どのような形をとるかについて考察したものである。複合動詞の敬語形について、これまで部分的な指摘はあるものの、複合動詞全般について調査・考察を行った研究はなく、この観点を研究対象に選んだ着眼点は評価に値する。

従来、この観点の研究が進まなかった理由は二点ある。一つは、古代語の複合動詞の認定の難しさという点である。現代語の複合動詞に相当する古代語の「動詞＋動詞」の形には、アクセントが変化したり連濁を起こしたりする例がなく、前項と後項が入れ替わったり、前項と後項の間に助詞が介在したりする例があることから、複合動詞それ自体の存在を否定する見解がある。本論文では、現代語の複合動詞と異なることを踏まえ、動詞が並列した「動詞並列」から、前項と後項が統語的に結びついた「動詞接続」、前項と後項が入れ替わった例もなく、助詞も介在しない「動詞複合」までを連続したものとして扱って考察している。穏当な措置であると言えよう。もう一つは、複合動詞の認定の難しさと

相俟って、その全貌が把握しにくいことによる、調査の難しさという点である。本論文では、敬語とその通常語に着目し、近年整備されつつある「日本語歴史コーパス」(国立国語研究所)を効果的に用いて用例収集を行っている。このように、二点の困難な課題を乗り越えることによって、従来の研究を推進した論文であると評価される。本論文の特筆される成果は、中古語を中心とした古代語の複合動詞の敬語形の使用傾向を示し、それが二段階の敬意差を表すための反映であるとする解釈を示したところにある。使用傾向の調査報告に留まらず、敬語研究と複合動詞研究の観点からも注目される知見を提出している。

まず、使用傾向を示す際に、可能な敬語形を想定して考察を行っている。通常語を主体敬語にするには、専用の敬語独立動詞を用いるか、補助動詞「たまふ」を用いるかの方法があるが、複合動詞の場合は、前項と後項の一方または両方を右の方法で敬語形にする可能性がある。第五章では、実際の使用傾向が、専用の敬語独立動詞を複数持つか否かによって変わることを明らかにしている。例えば、「来」は「おはします」と「おはす」の二種の敬語独立動詞を持ち、「見る」は「御覧ず」の一種の敬語独立動詞を持つが、「来」のように二種以上の敬語独立動詞を持つ語は、「敬語独立動詞＋後項」と「前項＋敬語独立動詞」を用いる傾向があり、「見る」のように一種の敬語独立動詞を持つか一種も持たない語は、「前項＋後項＋たまふ」を用いる傾向があることを示す。次に、この傾向が、二段階の敬意差を表すための反映であるとする解釈を示す。すなわち、二種の敬語独立動詞を持つ語は二種の敬意差によって、一種の敬語独立動詞を持つ語は、それと「たまふ」によって、敬語独立動詞を持たない語は、「(さ)せたまふ」と「たまふ」によって二段階の敬意差を表し、二段階のうち敬意差の低い方の用例が多くなるため、上記の使用傾向になるというのである。

敬意差を表すための形式には、二段階の形式があればよいという点と、その表し方に規則が認められることを示した点は、敬語研究のうえで有効な指摘であり、大いに評価される。また、前項と後項をともに敬語にする両項敬語形が生産的な形ではないことを指摘している。前項と後項がそれぞれ自立的な語であるなら、両項敬語形を用いてもよさそうである。複合動詞の存在を否定する場合、両項敬語形が希である理由を答える必要が生じるだろう。本論文の成果は、古代語の複合動詞の研究にも資するところがある。

第五章が中古語の総論として位置づけられるのに対して、第一章から第四章は各論として位置づけられる。敬意差の指摘の他、「おはす・おはします」の通常語形が「来」「行く」「あり」「ゐる」であること(第一章)、「ものす」が複合動詞後項として働く場合は「来」「行く」「ゐる」の意であり、補助動詞として働く場合が少ないこと(第二章)、「召し寄す」の通常語形が「呼ぶ」場合は「呼び寄す」、「取る」場合は「取り寄せさす」であること(第

四章)など、随所に古典解釈に資する有益な指摘が見られる。また、中古語との差異に着目して、通時的に、上代語(第六章)、中世語(第七章)、現代語(補章)の実態を考察している。とりわけ注目されるのは、上代語における両項敬語形「動詞+たまひ+動詞+たまふ」が、宣命で用いられる形式であることを示した点であり、萬葉集に見られる例も、宣命的な表現を多用した歌の中で用いられていることを指摘した点である。敬語の形が文体を測る指標になることを示した点は非常に興味深い。

上に挙げた本論文の成果は、評価されるものであるが、次のような問題もある。まず、「通常語形」の指すところに曖昧な点があり、用語の精確な規定が求められる。また、中世語と現代語の複合動詞が敬語形を作りにくくなっているという指摘を確かなものとするためには、本論文で扱わなかった近世語の調査を踏まえた詳しい調査と考察が必要である。さらに、複合動詞の客体敬語(いわゆる謙讓語)の形についても、使用傾向の調査と考察が期待される。このような問題が残るものの、これらは今後研究を進めていくことで克服されるものと考えられる。

以上により、本論文の提出者吳寧真は博士(文学)の学位を授与される資格があると認められる。

〔5〕

氏名（本籍地）	川 嶋 麗 華（兵庫県）		
学位の種類	博士（民俗学）		
学位記番号	文甲第237号		
学位授与の日付	令和2年3月21日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	火葬をめぐる民俗学的研究		
論文審査員	（主査）	（副査）	（副査）
	大学院客員教授 新谷尚紀	教授 小川直之	教授 大石泰夫
	（副査）		
	本学兼任担当准教授 飯倉義之		

### 論文の内容の要旨

川嶋麗華の学位申請論文「火葬をめぐる民俗学的研究」の内容の要旨は、以下のとおりである。日本の各地では、かつては土葬による遺体処理がさかんに行なわれてきたが、高度経済成長期（一九五五—一九七三）を経る中で火葬が広く普及し、現在では日本の葬法の100%近くが火葬となっている。その変化は、単純に土葬から火葬へという遺体処理の方法の変化だけでなく、それに関連する技術や職能の変化をともしなうものであった。本論文は、火葬の担い手と技術を中心として、主にノヤキなどと呼ばれる集落ごとの相互扶助の慣行のもとに行なわれてきた火葬と、一定の職能者への委託によって行なわれてきた火葬と、その火葬の実態の把握、そして、その伝承と変遷の動態を民俗学的に分析することを目的としたものである。そこでまず、民俗学的研究というその意味について、民俗学とは民俗伝承を分析する学問であるにとらえ、伝承されている習俗には、伝承され続けている“変わらない側面”と、変遷していく“変わっていく側面”の、その両面があり、民俗学的に分析するとは、それら「伝承 traditions」と「変遷 transitions」の両面のありようを分析することである、とまずは位置づけている。

第一章「ノヤキを伝えてきた村」では、二〇一一年まで集落単位でノヤキの火葬を継続していた広島県旧大朝町筏津地区の筏津上講中に注目し、ノヤキを継続したその背景と、講中による葬儀を継続するための地域社会の取り組み、について分析を行なっている。これまでの研究では、公営火葬場と集落との距離的な遠近によって、公営火葬場の利用に遅速の差が生まれることが指摘されてきた。しかし、筏津地区における生活の変化や葬儀の

変化についての観察から、その地域社会が長く守られてきているその社会生活を維持しようとする論理で、公営火葬場の利用の採否について選択が行なわれていたことを指摘している。本章で取り上げた筏津上講中では、火葬を含めた葬儀の一切を講中が担うという伝統と、講中自身がその存在意義を維持継続したいという指向性によって、ノヤキが継続されていたとしている。そして、高度経済成長にともなう構造的な生活変化の中にあっても、講中での葬儀を継続するというを目的とした地域の対応として、その地域社会ではJAをはじめとする新たな葬祭業者の提供する葬祭サービスをセットで一括して受容するのではなく、業者による葬祭サービスの内容の一つ一つについて受容するか、それとも地域でその部分は補填して対応するというかたちで、講中による自主的な選択が行なわれていた。たとえば、旧大朝町域の筏津上や胡町では地区のコミュニティーセンターを葬儀場として利用しており、JAの葬祭場の利用ではなくそれぞれの講中が自分たちで葬儀場を確保することで講中中心の葬儀が崩れることを防いでいるものと観察された。そして、生活変化の大きな時期には、社会環境の変化に対して先取的にこまめに対応してきている講中の方が、伝承維持の力が強いという傾向性を指摘している。

第二章「野焼場における火葬の方法と担い手」では、北は青森県から南は鹿児島までの全国各地のノヤキに関する調査報告資料を参考にして、それに岩手県、富山県、静岡県、愛知県、広島県などの各地では自分自身の現地調査をもとにして、全国的な視野でノヤキの習俗の実態とその動態について分析を試みている。そして、ノヤキには、①藁や藁を使う蒸し焼き火葬、②薪を主に使うコロガシヤキ火葬、の二つのタイプがあり、そのうち①蒸し焼き火葬は、伝染病などの時に臨時的に火葬を行なう地域を含め、全国的に広く見られる技術であったことを指摘している。そして、①②いずれにおいても、生活燃料であった藁や薪を主な燃料として、近代以降に主に都市部で火葬炉が開発されて以後も、ノヤキを伝えていた地方の多くの村落ではかつての火葬炉ではない簡単で素朴な火葬施設が用いられていた。高度経済成長期（一九五五—一九七三）とその前後には、たとえば、A従来の非火葬炉をレンガなどで改修する地域（富山県の上岩瀬）、B新しく火葬炉を設置する地域（富山県の触坂）、の両者があり、各地区で古くからの非火葬炉のノヤキの維持か、新たな火葬炉の受容か、その選択が行なわれていた。石油燃料を用いる火葬炉を導入した少数の事例を除いて、いずれの場合も藁と薪を主な燃料とする火葬が継続されており、生活燃料の変化と火葬燃料の変化はそれぞれの変化を経ており必ずしも密着連動した相関関係にはなかったことが指摘されている。その火葬の担い手には、血縁的關係者や地縁的關係者による相互扶助的な火葬と、専門的職能者による業務委託の火葬とがあったが、後者の平成初期までノヤキを継続していた愛知県旧八開村域では、火葬の役が歴史的に専門職

能者の権利として地域社会でも相互に了解されていたことを追跡し確認している。そして、そのような相互関係の伝承が、この地域でノヤキが継続していた要因の一つであると考察している。

第三章「近代以降の火葬場の普及と火葬炉の成立」では、近代以降の火葬炉と火葬場の普及の概略を整理するとともに、三つの火葬場の調査事例と、うち一つの火葬場の利用地域における火葬の変化について比較を行なっている。高度経済成長期には日本各地で自治体によって公営火葬場が設置されたが、それよりも早くから人口増加が起こっていた都市部及びその近郊部においては、自治体に先行して地域の有力者などによって民営火葬場が設けられてきていた。それらの民営火葬場の多くは、戦前までに買取などによって公営火葬場へとなくなっていったが、現在も民営火葬場として地域の火葬を担っているところもある。そのような火葬場は、公営火葬場の代わりに、または公営火葬場が対応しきれない需要に応じるかたちで多くの火葬処理を担ってきた。三事例の火葬場では、いずれも時代にあわせて新しいものに改修されて、薪から石油燃料やガスへと火葬燃料が変化したこと、火葬の技術は、現在は火葬炉へ棺を納める作業から骨拾いの準備までの一連の火葬作業の多くを機械で制御するようになってきているが、火葬の担い手は経験とそれによる技術の習得が求められ、それが現場ごとに実践されていることを追跡している。

第四章「両墓制地域における火葬の受容」では、サンマイと呼ばれる埋葬墓地とそれとは別にハカと呼ばれる石塔墓地を設ける両墓制の形態での土葬を伝承してきた福井県大飯郡の大島地域における高度経済成長期前後の土地開発と葬送習俗の変化を追跡し、この地域における葬送習俗の変化を生活変化の中に位置づけることを試みている。原子力発電所の設置にともなう急激な開発によって、従来のような海上の船便ではなく陸路による他地域との移動交流が可能となり、順次火葬へと移行していった。そして、一九七〇年代以降の火葬の受容にともなってサンマイに埋葬することはなくなったが、現在でも夫婦墓の墓石をもつ家では依然としてサンマイへの埋骨を行なっており、家単位の墓に変化した家でも花輪や卒塔婆が古いサンマイに投棄されており、サンマイの利用は部分的に継続していることを追跡している。また、かつて埋葬時に利用していたソウレンカイドウと呼ばれる地区ごとに決められていた、喪家からサンマイまでの野辺送りの小道で、小銭の散布や霊柩車への積載をしており、かつての葬列等の習俗の構成要素の一部を残し継承している点にも注目している。そして、民俗伝承の変化は事例ごとに相異はありながらも段階的に時差を含みながら展開するものであるという特徴を指摘している。

終章では、第一章から第四章までの論点についてあらためて、(一) 村落におけるノヤキの実態、(二) 火葬炉の成立と火葬場での火葬習俗の実態、(三) ノヤキを残した地区に

における葬送習俗の動態とその伝承上の力学関係、(四) 土葬習俗地域における開発と葬送習俗の変化との伝承上の力学関係、(五) 火葬場での火葬の受容に連動した葬送習俗の変化、(六) 野焼場と火葬場での火葬とその伝承と変遷、のそれぞれについて整理している。そして、旧来のノヤキにおいては、火葬は講中などの地域の人々や専門的職能者などによって担われることが一般的であったが、そのような中であっても点火と拾骨は家族に行なわれることが多かったことから、それは葬儀がもともと家族や親族が行なうものだとする社会的規範が存在していたからだとして述べている。近年では、点火が火葬場職員の役割となっている例も多くなってきており、家族や親族による遺体処理の役割が拾骨のみという一つの動作に集約されてきている傾向があることにも注目し、高度経済成長期以降の大きな社会変化に連動して、火葬においても技術、担い手、場などに大きな変化が生じたが、そのような大きな変遷の中においても、拾骨の儀礼など重要な要素は伝承されてきていることを指摘している。

### 論文審査の結果の要旨

これまで民俗学の論文の中には、民俗学とは何かという基本を説明することなく、結論としての論点の明示もないものがままあったが、本論文はそれを明記している点がまずは評価される。民俗学とは民俗伝承について「伝承 traditions」と「変遷 transitions」の両側面を一体として分析する学問であるという申請者なりの姿勢を提示している。本論文は、ノヤキ（野焼き）と呼ばれる村落部で伝承されてきた火葬習俗を中心として、近代以降の火葬についてのその民俗学的な研究を試みたものであるが、とくに、現地調査に基づき、日本各地における火葬の伝承と変遷の動態に着目した点が評価できる。要点を絞れば以下のとおりである。

(一) これまで研究対象としての注目が不十分であった日本各地の火葬習俗について、詳細な現地調査を主として民俗調査報告書の類も参照しながら、とくに村落部で伝承されてきていた旧来のノヤキの伝承実態を全国的に捉えようとした。ノヤキには、青森県の一部地域等では①薪を主に使うコロガシヤキ火葬が行なわれていたが、その一方、愛知県愛西市をはじめとして②藁や藎を使う蒸し焼き火葬が全国的に広く行なわれており、遺体をきれいに骨化されるための技術が各地で継承されていた、それらのことをよく追跡している。

(二) 自身の具体的な調査事例から、各地における火葬習俗の動態について分析を行ない、火葬をめぐる伝承と変遷をていねいに追跡している。そして、以下のような指摘を行なっ

ている。高度経済成長期（一九五五 — 一九七三）における大きな社会変化の中で、各地区で旧来のノヤキのための野焼場の改修が行なわれたが、その改修には、愛知県の上東川のようにA従来の非火葬炉を煉瓦等で改修する地域、富山県の触坂のようにB新しい火葬炉を設置する地域、の両者があり、各地区でノヤキの維持か、新たな火葬炉の受容か、その選択が行なわれた。高度経済成長期を経る中で、日本各地の村落部において新たな火葬炉を利用する公営の火葬場の利用へと移行する大きな動きが起こったが、たとえば、広島県北広島町や愛知県愛西市などの一部地域では、平成の前半までノヤキを継続した地域があった。二〇一一年までノヤキを継続した北広島町の上筏津地区では、公営火葬場が設置された後も地域の人々の自主的な選択によってノヤキを継続していった。一方、愛西市の地区では、歴史的に火葬を担ってきた専門的職能者の従来から権利についての相互理解のもとで、平成に入ってからでもノヤキが継続されていた。高度経済成長期を経る中で起こった全国的な新たな公営の火葬炉利用の火葬場の設置にともなう火葬の普及、その火葬場の受容による旧来の土葬習俗の変化や喪失、などに民俗学の研究関心が集まっているが、その中で本論文はこのように現場調査の蓄積の中でその変化の動態の多様性をよく追跡できている。

（三）旧来のノヤキの野焼場と新たな火葬炉の火葬場の、両者における火葬習俗の比較から、その伝承と変遷の動態に注目して分析を試みている。そして、近年では点火が火葬場職員の役割に変化する傾向があるが、ただし拾骨は依然として家族の役割とされており、拾骨の部分がより強く「伝承」されている。火葬の担い手が変化しても、点火と拾骨は家族の役割とされてきたことから、遺体処理の責任は基本的に家族にあったこと、その責任が近年では拾骨のみに集約されてきている傾向があること、などを指摘している。

こうして評価できる点がいくつかある一方で、残されている問題点も少なくない。その一部をあげておくと、以下のとおりである。

（一）本論文は、近代以降、現代までの火葬習俗についての傾向とその変化について取り上げているものの、近世までの火葬の歴史的な展開がまだ充分には追跡されていない。葬送習俗の伝承と変遷についての歴史的な追跡も今後に向けて望まれるところである。

（二）火葬と浄土真宗との関係についても、必ずしも浄土真宗の信仰と火葬が一緒になっているわけではないことを指摘しているものの、火葬の分布域の意味についての論究がまだ示されていない。

以上のように、評価できる点も多くありまだ残されている問題点もあるという段階の本論文について、総合的な観点からすれば、これまでの民俗学における葬儀についての研究は、土葬習俗を中心として行なわれてきており、その一方で、集落ごとに伝承されてきて

いたノヤキの習俗については、ほとんど研究対象として取り上げられることのなかった課題であった。そのような中で、具体的な各地におけるノヤキの習俗について、詳細な現地調査にもとづく報告を行ない、それをもとに火葬の伝承と変遷の動態について追跡し、細部についての分析を行なった点は十分に評価することができる。よって、本論文の提出者、川嶋麗華は、博士（民俗学）の学位を授与される資格があるものと認められる。

## 〔6〕

氏名（本籍地）	石垣 絵美（静岡県）		
学位の種類	博士（民俗学）		
学位記番号	文甲第238号		
学位授与の日付	令和2年3月21日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	疱瘡習俗の研究		
論文審査員	（主査） 教授 小川直之	（副査） 教授 大石泰夫	（副査） 准教授 服部比呂美
	（副査） 大学院客員教授 新谷尚紀		

## 論文の内容の要旨

人間に感染する天然痘ウイルスは、医学上は感染者の致死率が高い痘瘡・大痘瘡・天然痘（Variola major）と致死率が低い乳痘・小痘瘡・牛痘（Variola minor）の二つに分類されているが、民間の庶民生活においては、これらは明確に区別はされず、長く一括して「疱瘡」と呼ばれてきた。このウイルスは一九八〇年五月に国際連合世界保健機構（WHO）によって根絶宣言がなされ、その罹病者がなくなって四十年ほどが経つが、疱瘡という病気を巡る習俗は現在も記憶に留められたり、実際に行われたりしている。罹病によって死に到ることが頻繁にあった疱瘡は恐ろしい病気と認識されてきたのであり、これへの対抗呪術や平癒祈願など、さまざまな民間習俗である民俗が形成され、このうちのいくつかが現在も実修されている。石垣絵美の学位申請論文「疱瘡習俗の研究」は、こうした疱瘡に関する民俗の全体像とそれぞれの実態の把握をめざし、罹患・平癒の過程で行われてきた習俗の特質の解明、江戸時代に流布された疱瘡絵の画題解釈、疱瘡神祭祀の現況などと、さらには中国山東省と天津市における疱瘡習俗について具体的に叙述し、分析を加えている。

本論文の構成は、「序章 研究の目的と先行研究」「第一章 疱瘡をめぐる理解と対処の歴史」「第二章 江戸時代の疱瘡への対処」「第三章 疱瘡絵をめぐる民俗伝承」「第四章 疱瘡習俗の諸相」「第五章 疱瘡神祭祀の諸相」「第六章 中国における天然痘習俗」「終章 結論と今後の課題」の八章からなる。

序章では研究の目的と、歴史学や文化人類学の研究も視野に入れながら民俗学における

疱瘡習俗の研究史をまとめ、自らの研究視点から従来の研究の不足点などを指摘する。論文の本論は第一章から第六章までであり、それぞれの要旨を記すと、第一章では江戸時代を中心に疱瘡をめぐる理解と牛痘種痘法の普及の歴史をまとめる。病気としての疱瘡に関する知識の広まりは十八世紀初めからで、元禄十六年（一七〇三）の香月牛山『小児必要養育草』には罹患時の症状経過には五段階があることや平癒後の養生について記され、寛延三年（一七五〇）の橋本静話『疱瘡禁厭秘伝集』には疱瘡は胎毒に拠る、文化十二年（一八一五）の橋本伯寿『国字断毒論』には「天稟の毒気」に拠るが「生涯二度病ざる」などの理解があったことを示す。この章で論述の中心とするのは牛痘種痘法の普及についてで、緒方洪庵による除痘館での活動と安政四年（一八五七）の『病学通論』における「刺激物」によるという病因理解などを紹介し、明治時代以降の種痘の義務化への過程をまとめる。種痘義務化への過程においては、たとえば明治三年（一八七〇）三月の「種痘につき小諸藩種痘所論達」では、香月牛山が説いた症状経過と類似した五段階の症状が示されるが、病因については胎毒と気象因子によるという理解に留まっていることを明らかにする。さらに明治七年（一八七四）十月の文部省布達「種痘規則」などの法令類や明治八年（一八七五）一月の「信飛新聞」の種痘記事などから種痘の周知と理解のあり方をまとめ、大正時代末・昭和初期生まれの静岡県や群馬県などの方々から実際の種痘体験に関する聞き書きをあげ、種痘がどのように行われ、種痘後には疱瘡神祭り、疱瘡神送りなどの呪的習俗が行われたことを示す。

第二章では江戸時代の医書や養生書などにみる疱瘡への理解と対処法を取り上げ、これらに記されている疱瘡に対する呪的対処などの習俗を検証する。十八世紀末から十九世紀初めには、疱瘡への罹病メカニズムが徐々に明らかになり種痘法の普及が開始されるが、これ以前の元禄十六年（一七〇三）の香月牛山『小児必要養育草』以降、寛政七年（一七九五）の渡充『痘瘡養育』や寛政十年（一七九八）の志水軒朱蘭『痘瘡心得草』、文化三年（一八〇六）の池田独美『國字痘疹戒草』などには疱瘡神祭祀や酒湯といった疱瘡平癒祈願ための呪的対処が引き続き見られ、江戸時代の疱瘡への対処には、科学的な対処と習俗である呪的な対処が併存していたと指摘する。さらに武蔵国梶田村（現八王子市東浅川町）の享保五年（一七二〇）以降の『石川日記』から疱瘡の流行と「湯かけ」などの習俗を示し、武蔵國中藤村（現武蔵村山市）の天保五年（一八三四）から明治四年（一八七一）までの指田撰津正藤詮『指田日記』から疱瘡流行・種痘実施と「湯流し・ささ湯」「疱瘡棚」「疱瘡見舞い」「疱瘡祝い」「疱瘡日待」、平癒祈願の「千度参り・千垢離」習俗の存在を明らかにする。また天保十年（一八三九）から嘉永元年（一八四八）の渡邊平太夫政通『桑名日記』には、疱瘡の症状段階に合わせた門守り、疱瘡見舞い、疱瘡棚設置、笹湯などの習俗が存在する

ことを指摘し、これらから香月牛山『小兒必用養育草』、橘南谿『痘瘡水鏡録』、池田霧溪『痘瘡食物考』などの江戸時代の医書等に記される痘瘡の発症時から平癒時までの罹病経過と治癒を願う諸習俗が密接に結びついていることを明らかにする。

第三章は江戸時代に流布した痘瘡絵を取り上げ、先行研究では分析が不十分であった画題の検討を行う。その結果、痘瘡絵に描かれる「富士山」は、痘瘡罹病の約十五日間のうち、生死の境を分ける九日から十一日目を無事に乗り切る「山あげ」を表すと判断できる。富士山はこの「山あげ」への祈願の意味をもつといえ、「痘瘡絵」の画題は痘瘡の症状についての江戸時代の医書などにおける知識が反映され、症状の推移と快復までの道筋を示すことで平癒が願われた。また「痘瘡絵」は多く赤絵であることは、習俗として行われた赤色の衣類を着るなどと同様、すでに元禄十六年（一七〇三）の『小兒必用養育草』にある痘瘡平癒に赤色が有効であるという認識とも結びつき、ここには痘瘡の赤い発疹に通じる類似連想的な考え方が認められる。「痘瘡絵」に描かれる源為朝像は、文化四・五年（一八〇七・〇八）に刊行された滝沢馬琴『椿説弓張月』の記事が、病魔を除く発信源と考えられることなどの見解を示す。

第四章では伝承されている痘瘡習俗の具体的な内容をあげて分析を加える。痘瘡習俗には罹病時に行われる臨時的習俗と人生儀礼や歳時習俗として行われる定期的習俗があり、前者には罹病初期、罹病中、治癒時の三段階があることを明らかにする。罹病初期には痘瘡神をまつる痘瘡棚の設置、罹病中には痘瘡神祭祀、痘瘡の膿疱が盛り上がるヤマアゲには痘瘡団子、治癒時には痘瘡棚の廃棄や笹湯・酒湯・ユナガシが行われたと、習俗を詳細に整理する。これらからは江戸時代の医書などに記された痘瘡の罹病経過への理解が民間にもあり、痘瘡習俗は罹病から治癒までの罹病過程に沿って形成されていることを明らかにする。定期的習俗については、従来の痘瘡習俗研究では取り上げられていない「痘瘡踊り」「痘瘡オビシャ」を実地調査に基づいて現状を叙述し、分析を加える。前者は鹿児島県南さつま市での調査で、痘瘡神の祭祀や歌詞には痘瘡絵の詞書きとの一致などがあり、さらにこれは伊勢講とも連動していることを示す。後者の「痘瘡オビシャ」は千葉県成田市と市川市での調査記録で、成田市では「痘瘡囃子」も伴っているなど、痘瘡習俗の研究対象を広げている。

第五章では従来から多くの研究がある痘瘡神祭祀について、『新編武蔵風土記稿』と神社明細帳から痘瘡神社・痘瘡社について抽出し、村の鎮守社、村内社、集落の鎮守社に末社や合社として、あるいは寺院の境内社として祀られ、記載される建立年は十六世紀から十七世紀が多いことを明らかにする。その上で横浜市金沢区富岡東の長昌寺境内に祀られる芋観音堂の祭祀、小平市小川町の瘡守稻荷社の祭祀について現地調査にもとづいて現況

を叙述し、疱瘡が根絶した現在においても疱瘡平癒祈願が持続していることを明らかにする。また、先の定期的習俗といえる家々が行う年初の疱瘡神祭祀については、八王子市上恩方町の現状調査を含め全国から事例を収集して、年初の疱瘡神祭祀の意味について分析を加え、年初のアラガミ祭祀と解釈する。

第六章では中国における天然痘習俗について山東省と天津市での実地調査にもとづいて現況を叙述、分析する。山東省曲阜市陵城鎮では、春に種花花、旧暦四月に掉疙疤、旧暦五月三十日に掛紅子、旧暦六月初一に撒饅饅と頂紅子、焚紅子というように、春から夏にかけて日を定めての疱瘡習俗が、種痘を接種してからカサブタが剥がれて治癒するまでの対処として存在することを明らかにする。また、ここでは種痘接種時には母方の親族が、治癒時には父方の親族が実施者となっており、日本とは異なって疱瘡習俗に親族関係が重要な意味をもつことを析出する。このことから種痘が普及する以前においては、天然痘罹病前は母方の子どもであり、天然痘治癒を経て初めて父方の子どもになるという子どもの所属観が想定できるとする。さらにここでの天然痘の神は、家の中に迎え祭ってから十字路など家の外部に送り出し、帰りは同じ道を通らないという天然痘神の「祭送」が行われていることを指摘する。中国各地の天然痘神は、道教の廟などに小児の生育や病に関連する神と共に祀られており、天津市津南区葛沽鎮で行われている葛沽宝輦花会は、その祭祀の一例である。これは旧暦一月十六日の祭りで、香斗茶棚会によって痘疹娘娘をめぐる祭祀が行われている。もともとは天然痘に罹患した際に天然痘の駆除や小児の加護と順調な成長を祈る祭りであるが、近年は長寿や平安を祈る対象へと変化していると指摘する。

終章は本論文の要点と今後の課題を提示する。疱瘡は根絶した病気であるが、流行病・感染症は次々にうまれており、疱瘡の諸習俗の研究は、医療と緩和ケアとの関係、病気への理解と対処を考えるという現在的な課題につながるのではないかと、今後の研究課題を示す。

## 論文審査の結果の要旨

民俗学における疱瘡習俗の研究は、一九〇〇年代前半に柳田國男が疱瘡踊、疱瘡祓い、疫病神送りなどについて触れているが、その研究は正月などに祀られる疱瘡神・厄神についての論考が多く、偏っていたといわざるを得ない。疱瘡罹病時に疱瘡棚を設けての疱瘡神祭祀、平癒時の疱瘡神送りなどの諸習俗はよく知られており、実地調査による記録も少なくはないが、これらは鎮送呪術や防御呪術の一環で理解され、習俗の全体を捉えての研究にはなっていなかったといえる。また、疱瘡絵の研究はH.O. ロータモンドなどの研究

があるが、事例として取り上げられた数は必ずしも多くなく、疱瘡という病気の実態と関連づけての考察にはなっていないといえる。

日本の民間、庶民生活においては「疱瘡」という名で一括されてきた病気は、十八世紀後半に人痘法が、十九世紀初めに牛痘種痘法が導入され、以後、明治時代にはこれが義務化され、医療の発展とともに流行が減り、一九八〇年五月には国際連合世界保健機構（WHO）による根絶宣言がなされ、今や天然痘ウイルスによる病気はなくなった。しかし、種痘が広まりつつあった江戸時代末においても本論文中で『指田日記』を用いて明らかにするように疱瘡への罹病による死亡者は多く、死に至る病気としての恐怖感が高かったといえる。その恐怖感は明治時代以降も続くが、こうした病気であるからこそ、疱瘡をめぐるさまざまな習俗が形成され、伝承されてきたといえる。

しかし、民俗学の疱瘡習俗の研究は前述のように十分ではなく、その全体像を明らかにすることをめざした石垣絵美の論文提出は歓迎すべきことである。後述するようにその論述は十分とはいえない点を含むが、本論文で評価できるのは次の三点に集約できる。

第一には、江戸時代の医書や養生書など三十三の文献記述から疱瘡という病気がどのように理解されていたのか、どのような治療法や養生法が示されているのか、さらには習俗といえる呪的な対処や神祭祀がどう記されているのかなどを抽出して分析し、一七〇〇年代には疱瘡の罹病過程には、いくつかの段階があると理解されていたことを明らかにしている。その上で、こうした罹病過程理解と疱瘡習俗が密接な関係を持ち、さらには江戸時代に流布した疱瘡絵の画題も罹病過程と関連することを指摘したことである。

具体的には、元禄十六年（一七〇三）の香月牛山『小児必用養育草』では、疱瘡には熱蒸、放標、起脹、貫膿、収靨の五段階、安永七年（一七七八）の橘南谿『疱瘡水鏡録』では、序熱、見点、出齋、起脹、行漿、灌膿、収靨、落痂の八段階を経て「痘ノコトハ終ル」の九段階で、本論文では橘南谿の示した九段階を用いて、序熱では赤幣束を刺した棧俵に疱瘡神を迎える、起脹、行漿段階には患者宅に疱瘡絵や疱瘡団子が贈られる、灌膿段階では疱瘡踊が行われる、九段階目の痘後には藁馬を村境に送ったり、患者に湯かけをして「かさぶた」を流したりするという習俗の対応である。疱瘡絵の画題では、富士山を描いているのは「山アゲ」などと呼ばれる起脹との対応である。

第二には、疱瘡習俗には種痘の場合も含めて罹病時に臨時に行う習俗と人生儀礼や歳時習俗など定期的な習俗とがあり、特に後者について、従来の研究で多く取り上げられてきた正月の疱瘡神祭祀に加え、鹿児島県の疱瘡踊、千葉県のパビシヤなどの実態を実地調査から叙述し、今後の研究課題も含めて提示したことである。この点については、『新編武蔵風土記稿』や神社明細帳から疱瘡神社・疱瘡社を抽出して祭祀傾向を明らかにする

だけでなく、『耳囊』に記載されている「芋明神社」、現在の長昌寺の芋観音堂の疱瘡治癒祈願の祭祀を实地調査し、現状を明らかにしていることもあげられる。第一にあげた点も含め、これらの論述によって疱瘡習俗研究の枠組みを広げたといえることができる。

第三には、日本国内だけではなく中国山東省と天津市で疱瘡習俗の实地調査を行い、その具体相を明らかにしたことである。山東省での疱瘡習俗は種痘を行った時の「種花花」、瘡蓋が取れた際の「掉疙疤」、疱瘡平癒を知らせることと思われる「挂紅子」、さらに日本の疱瘡神に相当する「痘疹娘娘之神」「花母娘娘之神」をまつる「撒☒☒」が期日を定めて行われていることを明らかにした。天津市の葛沽宝輦花会は道教の「痘疹娘娘」の祭りであるが、中国での疱瘡習俗の調査研究では、疱瘡根絶後の変化・変容も視野に入れて把握している。

本論文において評価できる点は右の三点といえるが、たとえば第二章で扱っている江戸時代の医書・養生書による研究では、文献間の関係性にまでは分析が届いていない。赤色で印刷している場合が多い疱瘡絵については、同時に赤本についても研究対象にすべきであるが、やはりここまでは視野が届いていない。また、第四章で現在確認できる各地の疱瘡習俗を集成し、これには罹病初期、罹病中、平癒時の三段階があることを明らかにしているが、個々の習俗に対する分析が不十分でこれ以上の新たな知見の提示には至っていない。さらに本論文に加えた中国での疱瘡習俗の研究については、この研究全体のなかでどのように位置づけるのか、今後の見通しも必要である。

本論文には、さらに検討、分析が必要となるこうした課題が含まれているが、先にあげた三点について独自の実地調査も含めて疱瘡習俗の研究を進展させている。よって本論文の提出者石垣絵美は、博士（民俗学）の学位を授与される資格があると認められる。

〔7〕

氏名（本籍地）	薛 静（中華人民共和国）
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	文甲第239号
学位授与の日付	令和2年3月21日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	近代日本語教科書における謙讓表現
論文審査員	（主査） （副査） 教授 諸星美智直 教授 吉田永弘 （副査） 大学院客員教授 カイザー・シュテファン

### 論論文の内容の要旨

本論文は、近代日本語教育史上、中国人留学生教育の第一人者で日中友好に貢献した松本亀次郎と、当時の日本語教育の代表的な教育機関であった宏文学院で幾多の留学生の日本語教育に尽力した日本語教師たちによって編集された日本語教科書を対象として、ことに近代語における史の変遷を踏まえて各種教科書における謙讓表現の扱いを考察してその特徴を明らかにするものである。本論文は、序章、第1部「近代中国人留学生教育について」、第2部「松本亀次郎編纂の日本語教科書における謙讓表現」、第3部「宏文学院の日本語教師編纂の日本語教科書における謙讓表現」、第4部「近代読本教科書における謙讓表現」、最終章から成る。

序章「研究背景と先行研究」では、本論文の研究の背景について述べ、敬語の定義と分類、近代語謙讓表現の史の変遷、敬語の成立条件、および調査対象とする日本語教材を文典型・語法型・読解型・会話型・文字型の五分類について先行研究を踏まえて概観している。

第1部は第1章「近代中国人留学生教育について」で、近代中国人留学生の日本への留学が始まった経緯を日本語教育史の先行研究を踏まえて検討している。ことに明治期に最大の規模を有した留学生に対する教育機関である宏文学院の日本語教育と普通教育の両方を重視した課程、および本論文の中核をなす松本亀次郎の教育観と編纂した日本語教科書の概要を述べている。

第2部は第2章「松本亀次郎編纂の会話教科書における謙讓表現」、第3章「松本亀次郎編纂の文典型教科書における謙讓表現」、第4章「松本亀次郎編纂の語法型教科書にお

ける謙讓表現」で構成されている。第2章では松本亀次郎編纂の会話型教科書『漢訳日本語会話教科書』『日語会話』『華訳日本語会話教典』を対象として、「お（ご）…する」が昭和期の教科書において使用されるなど、会話型教科書に提出された謙讓表現の諸形式の特徴を指摘する。第3章では松本亀次郎の文典型教科書『言文対照漢訳日本文典』『日語日文教科書』『漢訳日本口語文法教科書』『日本語文法課本』を対象に、宏文学院で同僚として議論を重ねた三矢重松・松下大三郎、および吉岡郷甫の文法書と対比しつつ、松本亀次郎が扱った謙讓表現の項目を検討して、近代に新たに登場して世間ではすでに広く使用されながら文法書ではまだ扱われていない「お（ご）…する」が『漢訳日本口語文法教科書』で取り上げられており、留学生教育における松本の教授方針がみられると指摘する。第4章では松本亀次郎の語法型教科書『日本語教科書』『日本語のはじめ』『訳解日語肯綮大全』を対象に、謙讓表現を検討して「お（ご）…申す」が最も多く、また、当期における使用の増加を反映して「お（ご）…する」が扱われていることも指摘している。

第3部「宏文学院の日本語教師編纂の日本語教科書における謙讓表現」は第5章「宏文学院の日本語教師編纂の会話教科書における謙讓表現」、第6章「宏文学院の日本語教師編纂の文典型教科書における謙讓表現」で構成される。第5章では松本亀次郎と同じく宏文学院に勤務していた日本語教師の手になる会話型教科書である唐木歌吉『中日対照実用会話篇』、井上翠『東語会話大成』、菊池金正『漢訳学校会話篇』を対象に謙讓表現の使用状況を調査して、これらの日本語教師の手になる会話教科書よりも松本亀次郎の会話教科書において謙讓表現の形式が最も豊富であるとする。その上で、これらの会話教科書において「お（ご）…申す」が多用されるのに対して、「お（ご）…申し上げる」は用例数が少ないこと、助詞を介する謙讓表現のなかで「お（ご）…を願う」はほとんどの教科書で見られること、また「…申す」が唐木歌吉の教科書のみに見られるなど個々の教科書の傾向の相違を指摘している。第6章では宏文学院の日本語教師の編纂した文典型教科書である唐寶鏗・戢翼翬『東語正規』、金太仁作『東語集成』、小山左文二『文法適用東文教科書』、門馬常治『文法応用東文漢訳軌範』、佐村八郎『漢訳日本語典』、難波常雄『漢和対照日語文法述要』、松下大三郎『漢訳日語階梯』、松下大三郎『漢訳日本口語文典』における謙讓表現の諸形式の扱いを検討して松本亀次郎の教科書との比較を試み、文語中心の文典型教科書では助詞を介する謙讓表現が全く扱われていないこと、「出る」「上がる」「御用立てる」は松本亀次郎と松下大三郎の口語中心の文典型教科書で取り上げているなど個々の教科書における謙讓表現の形式の扱いの相違を指摘している。

第3部は第7章「松本亀次郎と宏文学院の日本語教師編纂の読本教科書における謙讓表現」によって松本亀次郎が辛亥革命後に経営を担った日本語学校である東亜高等予備学校

における『日本語読本』と宏文学院の日本語教師小山左文二の『漢文注釈東文読本』『漢訳対照日語読本』を対象として検討して、全体的に読本型教科書における謙讓表現の用例数と形式が他の種類の教科書よりも少ないこと、また文語文よりも口語文に謙讓表現が多いことなどを指摘する。

最終章においては、本論文で行った分析をまとめ、今後の課題を述べている。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、嘉納治五郎の創設した清朝からの留学生の教育のための日本語教育機関である宏文学院、ついで辛亥革命後に中日同人共立東亜高等予備学校を設立して日本語教育に尽力した近代日本語教育史の巨人である松本亀次郎の作成・編纂した会話型・文典型・語法型・読本型の各分野に互る日本語教科書を宏文学院とともに日本語教育にあたった教師の作成した日本語教材と比較しながら、謙讓表現の使用状況および扱いを分析した論文である。その方法は日本語教育史のみならず、近代日本語史と近代文法学史に跨がって検討を加えるという従来ほとんど用いられなかった研究方法を用いた意欲的な研究として高く評価することができる。

序章では敬語の定義と分類、謙讓表現の変遷、敬語の成立条件などの本論文の前提となる項目が記述されているが、ことに「敬語成立の条件」はこれに続く各章にどのように対応しているのか、身分の上下だけではなく客の場合のように美化語としての根拠を曖昧にしないためにさらなる検討の余地がある。

第1部第1章では近代における留学生教育の歴史が松本亀次郎の『中華留学生教育小史』などの主要な文献をもとに的確にまとめられており、近代の日本語教科書を研究することの意義を明示している。

第2部は三章で構成され、松本亀次郎編纂の会話型・文典型・語法型の日本語教科書に分けて謙讓表現の使用状況と学習項目の扱いを分析してその特質を明らかにしている。第2章で松本亀次郎の会話型の日本語教科書3件を調査して従来の近代敬語史における謙讓表現の諸形式の使用実態を解明している点は評価できる。ただし、「お（ご）…する」の用例のうち「御話シテ下サイ」は尊敬表現として規範的ではないと解しているが、この「御話シ」は名詞として使用されていると解した方が妥当と思われる。また、大正三年に発行された教科書であるために「お（ご）…する」の用例数が「お（ご）…申す」よりも少ないと予想しているが、言語現象の史的変遷を考察するに当たっては資料ジャンルの相違も考慮に入れた方がよりの的確な考察を加えることができるとと思われる。「御邪魔ヲ申し

上ゲマシタ」「御面倒ヲ申シ上ゲマシタ」の分類の基準を別に検討し、また、大正三年と昭和十五年の教科書における「お(ご)…申す」の減少をもって表現自体の変遷であるとするのも慎重を要するところである。第3章は松本亀次郎の4件の文典型教科書における謙讓表現の扱いを松下大三郎・三矢重松・吉岡郷甫の文典と対照させて検討しており、文典と日本語学習者を対象とする文典型教科書とで扱う表現形式の相違を解明しているが、文典型教科書に敬語として立項された「食べる」を江戸期における用法と解している点はさらなる考察の余地がある。第4章は松本亀次郎の語法型教科書を対象として分析を加えて立項された謙讓表現の特色を解明している点は充分評価できるが、さらには日本語教科書としての特性に鑑みて編著者が日本語学習者に効果的に謙讓表現を習得させるために扱った学習項目が学習者の日本語能力に対応して適切に選択されているかなどについても今後の研究の進展によって解明されるものと期待される。

第3部は第5章・第6章からなり、松本亀次郎と同じく宏文学院に勤務していた日本語教師たちの作成した日本語教科書における謙讓表現について考察を加えて松本亀次郎の日本語教科書における謙讓表現の扱いの特質を解明している。第5章では唐木歌吉・井上翠・菊池金正の手になる会話型教科書における謙讓表現を分析して松本亀次郎の会話型教科書と比較しており、各教科書個々の使用状況の特徴的傾向と松本亀次郎との相違が解明されており、評価することができる。第6章では唐寶鏢・戢翼翬・金太仁作・小山左文二・門馬常治・佐村八郎・難波常雄・松下大三郎の文典型教科書における謙讓表現の扱いを検討しており、後に文法学者として傑出した存在となる松下大三郎を含めこれまでほとんど検討されることのなかった教科書であり、その分析は日本語教育史にとって有意義な成果である。ただし、文典型教科書は口語と文語にわたっているが、そもそも近代の中国人留学生に対して教授する文語とはどのような性格の文語であるのかという視点も加えた考察を加えればより文典型教科書に立項された謙讓表現の特質が明らかになることと思われる。

第3部に収める第7章は、東亜高等予備学校と小山左文二の読本型教科書における謙讓表現を考察したもので、口語・文語にわたって収録される文章の題材と編著者の意図を反映する傾向が指摘され、読本型教科書の分析の指針を示す論考としても認めることができる。

本論文は以上ように再考を要すべき点も含まれるが、それ以上に第1部・第2部・第3部に亘る意欲的で独創的な考察により松本亀次郎を中心とする近代日本語教科書における謙讓表現の使用状況と学習項目としての扱いの解明に貢献する研究として高く評価することができる。

よって、本論文の提出者、薛静は、博士(文学)の学位を授与せられる資格があるものと認められる。

## 〔8〕

氏名（本籍地）	伊藤陽平（長野県）
学位の種類	博士（歴史学）
学位記番号	文甲第240号
学位授与の日付	令和2年3月21日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	日清・日露戦後の政界再編と戦後経営一対外危機下の国内融和—
論文審査員	（主査） 大学院客員教授 上山和雄 教授 樋口秀実 （副査） 麗澤大学教授 本学大学院兼任講師 櫻井良樹 （副査） 東洋大学教授 大豆生田稔

## 論文の内容の要旨

本論文は、日清戦争の勝利による日本の列強化、20世紀初頭の帝国主義への転換など世界的枠組みの変動に対応しようとする各政治勢力の運動により、日清戦後の第二次伊藤内閣末期から第一次世界大戦勃発後の第二次大隈内閣期までの日本の政治が、どのように展開していったのかを論じようとするものである。

帝国憲法発布・議会開設から政党政治の展開に至るこの時期の政治史研究は、日本近代政治史の中で最も研究蓄積の厚い分野である。論者は、この間の政界再編の過程を、多党制から挙国一致新政党组織、二党制へという政党の在り方・枠組みの変遷、コンセンサス志向と集権志向という政策調整の手法の競合と整理し、この二つの視点から再編過程を見ていこうとする。

本論文は、研究史と論者の視角を提示する序論、日清戦後から日露戦時期を対象とする第一部（四章）、日露戦時から第一次大戦時までを扱う第二部（六章）の二部十章からなる。第一部「日清・日露戦間期の政治的協調」は、日清戦後経営を支えた藩閥と政党との提携、政党間の提携など多党制下のコンセンサス志向の政治運営のなかで、集権的政治を目指す伊藤新党運動が政友会に結果し、藩閥と政党の対立をもたらすが、桂園体制というコンセンサス志向の安定的な政治運営に結果するという。

第一章は、戦後経営を担保する地租増徴を実現させたのは自由党と国民協会の連合であったとして国民協会に注目し、列強との経済戦争に挙国一致で対応しようとする実業派

と超然主義を堅持して三党鼎立的コンセンサス志向の国権派を摘出する。地租増徴継続の否決により伊藤は立法と行政を一体化させる集権志向の新党を計画し、政友会を組織するに至る。

第二章では、ロシアとの危機が切迫する中で桂内閣と政友会を含む議会が対立し、政友会内部に硬派・軟派からなる非幹部派が大きくなり、軟派が吏党的役割を占めて多党制的状況となり、政治的安定がもたらされたとする。

第三章では、四派連合を結んで桂内閣を支持する吏党的役割を占めた、中正倶楽部所属の佐藤虎次郎を取り上げる。佐藤は海外経験により帝国主義への変貌、国家の役割、その中心核の重要性を強く認識していたことを明らかにする。

第四章では、政友会の日露戦時下における原を主とする幹部派と大岡育造率いる非幹部派軟派の主導権争いと大岡らの構想を分析する。大岡は日清戦後を欧米との経済戦争の時代ととらえ、天皇権威の下に国民を結集して挙国一致によって経済戦争を乗り切る国是を策定する富国事務調査局の設置を訴える。総務委員となった大岡は政務調査組織を設置し、経済への国家介入と政策体系化、産業保護と利益誘導を図る。他勢力とも提携し、実業家らも加えた官民懇話会を組織するが失脚し、政治参加を政友会一党に限定したコンセンサス志向の桂園体制になるとする。

第二部は、桂園体制が都市部の新たな政治的アクターの圧力を受けて崩壊していく過程を考察する。日露戦後を、1) 桂園体制維持を志向する情意投合路線、2) 桂園体制を否定し、集権的政治運営を掲げる桂新党路線、3) 寡頭的政治運営を刷新しようとする護憲運動路線、という三潮流が競合する過程として捉え、二大政党下で集権的政治運営を展開した第二次大隈内閣の政策展開に至る。

第一章は、多党制的状況のもとで成立した第一次西園寺内閣が、恐慌への救済策を機に、桂から自立を図っていく経過を明らかにする。政友会は軟派二日会を中心に産業界に接近し興業銀行による株式担保金融拡大などの救済策を図り、大蔵省・日本銀行にも影響力を拡大しようとするが、大蔵・日銀・金融業界は公債整理・税制整理による恐慌からの回復を図り、桂がその期待を受けて西園寺内閣が倒壊するに至る過程を描く。

第二章は、第二次桂内閣期に明らかになる桂新党構想と彼らの政策構想を検討する。大岡らは政務調査機構を掌握して産業資本家に接近し、憲政本党改革派の大石らも大岡と同様な主張を展開し、さらに吏党の大同倶楽部も実業政党的色彩を強め、この三者が三悪税廃止の財源確保として砂糖官営を掲げ、新党大合同構想を掲げるが実現に至らず、日糖疑獄によって頓挫する。第三章は、政友会硬派と松田正久、国民党非改革派らの政国提携論を検討する。彼らは都市農村双方を対象とする消極主義路線により反桂、野党連合を目指

すが、硬派から期待された松田の転換、軟派の存在等によって原らの路線が継続することになる。

第四章では、この時期の大きな政策課題である地方改良運動と生産調査会に農務官僚や内務官僚、政友会二日会などがどのように対応したかを検討し、調査会は利害調整機関となり、桂園体制は緩やかな統合を目指す秩序であるとする。

第五章は、臨時制度整理局の意義と三たび組閣した桂内閣が崩壊する過程を描く。臨時制度整理局は野党の減税要求、薩派の海軍拡張要求にもこたえるものであり、交詢社グループの政友会への入党により、政友非幹部派、国民党、薩の提携が強まったという。桂園体制は桂が辞職する大正政変によって崩壊し、立憲同志会＝桂新党が形成され、結果的に二大政党制が形成されるとする。

第六章は、政友会与党の山本内閣を経て同志会を与党とする第二次大隈内閣の対中政策にみられる志向について論究する。大隈を推薦した井上はコンセンサス志向、省庁間合意形成のための審議会を求めたが、同志会は集権志向の政治運営を行い、その象徴が大戦勃発後の鉄鋼日中合弁構想、日支銀行・満州銀行構想であり、こうした集権的志向が貴族院その他の反発を惹起した。この問題は分権的憲法構造の下、二大政党制によって集権政治を運営するという政治体制の矛盾を示しているとする。

「結語」では本論文の主たるテーマである多党制と二党制、コンセンサス志向と集権志向という、仕組みと手法に即して内容をまとめ、さらにコンセンサス志向が従来型の地方利益誘導による名望家秩序の維持を図るのに対し、集権志向は外資導入による財界救済、砂糖官官などを主張し、勃興する都市実業者層や社会政策の展開を求める層にこたえようとするものであったとする。大戦下、大隈内閣は集権政治を目指す、多くの困難に逢着し分権的な明治憲法体制の下では集権志向も最適解ではなく、コンセンサス志向にも現実的な基盤があったと展望する。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、日清戦争後の日本の列強化、20世紀初頭の世界的枠組みの変動に対応しようとする各政治勢力の運動により、日清戦後から日露戦後にかけての日本政治が、どのように展開していったのかを論じようとするものである。

この時期は、世界的には帝国主義・経済戦争、国内的には利害対立の多元化・多軸化とそれに対応した政治主体の多様化という状況変化が生じ、それに対応しうる挙国一致の政治体制が模索され、それがコンセンサス志向と集権志向という手法の相違を生み出し、各

政治勢力は、保護主義や社会政策、利害調整などの諸政策実現のために離合集散を重ねたという。

研究蓄積の厚いこの時期の政治過程を、論者はコンセンサス志向と集権志向の競合、多党制・挙国一致新党・二党制という、政治の手法、枠組みに着目して論じようというのである。

第一部が対象とする日清戦後から日露戦争中は、各政党に藩閥を加えた多党制の下で典型的にコンセンサス政治が展開された時期とする。その中で戦後経営遂行のために強力な政党を組織して集権政治を展開しようとする伊藤新党運動がocこり、政友会が結成されるが、集権政治とは至らず、制限されたコンセンサス政治である桂園時代によって政治的安定がもたらされたとする。

第一部各章は、注目されることの少なかった国民協会・大同倶楽部などの吏党をコンセンサス政治の接着剤ともいふべき存在として積極的に位置づけ、大岡育造・元田肇・佐藤虎次郎ら主要人物の主張・行動を明らかにした。また政友会結成後、吏党の存在感が低下する中で吏党的役割を果たしたのが政友会内の非幹部派、軟派であったことを、彼らの主張や行動を明らかにすることによって示した点などが高く評価される。

第二部は、日露戦争中から大戦勃発後までを対象とする。制限されたコンセンサス政治という桂園体制が、日露戦後状況下で都市部の新たなアクターの圧力を受けて崩壊していく過程、すなわち情意投合路線＝桂園体制が桂新党路線、護憲運動路線の挑戦を受けて崩壊し、桂新党が形成されて二大政党に至る経過を明らかにする。

第二部第四章までは政友会非幹部派の軟派、硬派に焦点を当て、それぞれが政友会以外の憲政本党・大同倶楽部らと連携し、自らの主張を展開していく様子を明らかにする。勸業銀行や興業銀行の政治的役割、塩専売、砂糖官営、新電灯問題、生産調査会、廃滅税問題などはそれぞれ個別には取り上げられてきたが、これら諸問題を包括的に取り上げ、日露戦後の政治史に位置付けた研究は存在しない。日露戦後の大きな政治的潮流を前述の三つに整理し、最大勢力である政友会にも主流派・軟派・硬派の三者が存在したこと、国民党、又新会も内部に二つの流れがあり、さらに地方政策を担当する官僚勢力にも内務系、農商務系の相違があったことを指摘し、これらの勢力が諸問題に対して連合あるいは対立しながら日露戦後の政治史が展開していった様子を描いている。第五・六章は、集権的政治を展開しうる挙国一致大政党を目指した新党運動の結末部分である。

以上述べてきたように、本論文のもっとも評価される場所は、第一に日清戦後から日露戦後に至る長期間の政治史を、集権かコンセンサスかという政治勢力の志向する手法と、各時期の政治的枠組みの規定性によって描いたところにある。第二に、各勢力の離合集散

を権力闘争や単なる数合わせとみるのではなく、世界認識や国内の状況認識に基づく政策的対応と結び付けて説明しているところである。第三には『原敬日記』に強い影響を受けているこの時期の政治史研究において、原から異端視されている大岡育造や松田正久の主張、活動を正面から取り上げ、詳細に論じている点である。さらに第四には、活字史料やアクセス容易な文書史料だけでなく諸機関所蔵の史料を広範にサーベイしている点も高く評価される。それが一から三の長所の基礎になっており、本論によって新たに指摘された史実は数多くみられる。このように高く評価される点もあるが、いくつかの不備・不満が残るのも否めない。集権型・コンセンサス型の枠組みは欧州諸国の政治を分析したレイプハルトの方法論に基づくが、日本政治史に援用する場合、より慎重な手続きが必要であろう。また同じ種類の問題であるが、各章の分析において多用され、重要な役割を占めている「政治参加」「経済戦争」「挙国一致」「一党制」などの用語について、論者が与えている「意味」をより丁寧述べるべきである。次は「ないものねだり」的な指摘ではあるが、例えば砂糖官営問題などの具体的な政策課題、官民懇話会などの政策調整機関などに関する運動の盛り上りについては詳細に叙述されるが、破綻の経過はほとんど記されない。史料的な制約があるのだろうが、読むものをして欲求不満にさせる叙述である。

いくつかの不備・不満は残るが、本論文は日清戦後から日露戦後の政界再編成の過程を明確な視角に基づき、豊富な実証によって明らかにしたものであり、当該期の政治史研究に新たな一頁を加えるものである。

よって本論文の提出者伊藤陽平は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があると認められる。

〔9〕

氏名（本籍地）	平井倫行（神奈川県）		
学位の種類	博士（歴史学）		
学位記番号	文甲第241号		
学位授与の日付	令和2年3月21日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	刺青の装飾学—近代転換期における日本的身体観の変遷と衣裳文化—		
論文審査員	（主査） 教授 小池寿子	（副査） 教授 藤澤紫	（副査） 早稲田大学教授 山本聡美

### 論文の内容の要旨

本論文は、日本における刺青の発生と受容、その歴史的展開における変容を視野に入れながら、特に幕末から明治期における刺青の文化的機能と意味を明らかにするものである。刺青については、美学美術史分野においては主に、絵画的平面性に注意が払われる一方、その呼称、すなわち絵画的でありながら描くとは表現せず、「文身」、「刺繍」、「彫り物」などとして、刻み彫るものという認識との齟齬を含めた言説上の問題性に議論が及んできた。さらに、総身彫りを確立した江戸文政期の浮世絵師、歌川国芳による作品との関連については特化して論じられ、また明治時代の禁令を経ての、とくに谷崎潤一郎作『刺青』など文学作品における表象性において多く語られてきた。

本論文は以上の刺青研究に新たな局面を開くべく、日本人の身体観との関係、理想的人体美を美の規範とする海外から見た日本文化の特異性、すわなち「身体」と「他者性」をキーワードとして論を構築する試みである。

序論では、以上のような刺青論の問題性を概観したのちに、第1章「穢れた身体—刺青の衣裳性と日本人の身体美意識」は、明治期以降の海外からの視線に注目し、刺青と日本的身体観との関係をほり下げる導入となっている。本章の要となるのは、刺青を衣裳とみなす来日者たちの言説である。近代化を目指す政府関係者にとっては、理想とされた西洋人に対して刺青は後進性として捉えられていた一方、刺青を実見した西洋人は、稀有な習俗ながら、刺青は身体に施された絵画ではなく、衣裳と見なしていた。とくに論者平井は、従来詳しい分析が行われてこなかったドイツ人医師エルヴィン・フォン・ベルツ（1849~1913年）による「日本人の身体的特性」（Die Körperlichen Eigenschaften der Japaner. Eine anthropologische Studie, 1883. 邦訳は安田徳太郎『人間の歴史2』1952年 所収）に見

る「刺青は衣裳の代替であるとする説」を再評価し、ここに「刺青すなわち衣裳」論の学術的論拠を置いたことは特筆すべきであろう。この近代化の時期において、刺青は、あくまでも文化的他者の視点からその実相が見抜かれ、何らかの評価を下されていたのである。

では、刺青は日本において如何に受容されてきたのか。第2章「日本の身体観における刺青の位相」では、その歴史的展開を、先行研究を踏まえて俯瞰する。紀元3世紀末『魏志』「倭人伝」に記された「文身」に始まり、『古事記』『日本書紀』における記述を確認した上で、ほぼ7世紀後半以降、日本では刺青を含めて装飾そのものが消滅する時代を迎えるとする。これについてはすでに十分な先行研究があるが、論者は、この貴金属の副葬禁止および仏教の普及による装飾品・装具品減少という現象の背景には、後進性や過去性の回避という理念が作用していたとする。すなわち、自国における後進性として刺青を位置づけることで、装飾としての、ないしは衣裳としての刺青が内的他者として貶められる道が敷かれてゆくことになる。このような日本の身体観は、身体を三次元的に感受する古代ギリシア以来の西洋的身体観とはまったく異なり、二次元的平面的な人形への嗜好として結実するとし、3章以降の論の展開の布石としている。本章で特筆すべきは、刺青に関して言及した『色道大鏡』（延宝6年〈1678年〉に序）を紐解き、紙と皮膚の置換性、筆記と彫り入れという用語の互換性を指摘し、刺青が絵画的平面に描くものではなく、「彫る」「纏う」などの用語をもって語られる経緯を子細に分析している点である。

第3章「刺青の虚飾性と死の装飾学」は、本論文の中核をなす部分である。江戸後期の浮世絵師、歌川国芳（1797~1861）と刺青の関係性を、従来の研究史とは異なる視点を盛り込みながら意欲的に論じている。ここでは、国芳の代表作である「通俗水滸伝豪傑百八人之一個」シリーズに描かれた武者の像が、幕末期以降の刺青の図案に与えた直接的な影響を論じ、かつ、国芳のトレードマークともなった後ろ向きの自画像画を「背面肖像」と捉え、その地獄模様の衣裳を纏った絵師の姿こそが、刺青文化に新たな展開を与えたと指摘する。すなわち「命」と「死」の本意を汲んだ上で、装飾的価値として利用する刺青文化固有の特質の確立である。また、当時の出版事情を広く解した上でこれらのことが論じられている点は、美術史及び美学研究の視点が十分に生かされていると言えよう。ただし、自画像に「顔を描かず、後姿を描いた」ことは確かに特異であるが、前提として、なぜ国芳が、おそらく日本近世の絵師の中では最多の部類となる自画像を多く描いたのか、その意味付けを行う必要がある。国芳は京紺屋を生業とする家に生まれ、自身も染織業と関わりを持って作画活動を行っていた。総身彫りは、何より、1718（享保3）年に結成されて以降、江戸町民による火消集団が纏う火消袷纏の絵柄と密接に関わり、国芳が、火消と交流をもち、火消袷纏の衣裳を手掛けていたこともきわめて重要である。国芳をもって総身

彫り刺青を嚆矢とみる衣裳的刺青論をより強固なものとするためには、国芳のイメージ形成に至る周辺史料のさらなる検討、および国芳画「大願成就有ヶ瀧稿」ほか、雛形本（衣装の見本帳）の要素を持つシリーズをより積極的に検討し、染織業界における国芳の立ち位置を明示することによって、今後の研究の発展が大いに望まれる。

第4章「影〈イメージ〉を纏う身体—衣裳的身体、虚構的身体としての刺青」においては、この江戸末期に形成された総身彫り刺青に表象される「気負い」「俠気」「伊達」などの価値観や美意識は、明治期における法規制によって如何なる変容を受けたかを問い、再び第1章における問題意識に立ち返り考察する。欧米の先進諸国に追随すべく、過去の野蛮な習俗にもとづくと思なされた刺青は、後進性のあらわれという刻印を押される。反体制、反近代の表象として貶められた刺青であるが、むしろ欧米からの来日者にとっては、異文化、ひいては彼らが古代以来憧れていたオリエントの一文化として別様の価値を得ることとなった。19世紀半ば以降、パリやウィーンで開催された万国博覧会后押しされ、19世紀末期にヨーロッパを席卷したジャポニズムの機運もヨーロッパにおける刺青需要を促した。ここにおいて刺青は、西洋における新しいモードとして、また進取の文化的コードとしての機能を獲得した。このような文脈の中で、再度、ベルツをはじめ来日知識人および文化人の言説を分析し、衣裳としての刺青認識を再確認する。続いてこの固有の日本文化を結晶させた谷崎潤一郎作『刺青』を子細に分析し、その底流に日本固有の伝承のみならず身体的価値観と美意識があることを提示する。総じて、4章は、刺青やファッションなど現物の残存がきわめて少ないため、見聞記・旅行記・報告書そして小説を通じて、刺青が「他者性」という文化機能を背負いつつ、肯定と否定の歴史を経ることで先鋭的な文化コードとしての地位を獲得してゆく様相を概観している。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、日本における刺青の歴史を根底に置きながら、南洋諸国や中国におけるイレズミとは異なる、我が国固有の総身彫りが確立する幕末から明治期にかけての刺青の文化的機能と意味を明らかにすることを目指している。刺青に関する論考としては、玉林晴朗『文身百姿』（昭和11年 1936年）、続いて松田修『刺青・性・死—逆光の日本美』（昭和48年 1973年）『原色日本刺青大鑑』（同年）などを経て今日に至るまで、文化史・文学・民俗学などの分野からのアプローチがなされてきたものの、あくまでもアンダーグラウンド的な位相において享受されることが多く、美術史の分野では宮下規久朗著『刺青とヌードの美術史』（NHK出版 2008年）、また、博士論文としては大貫菜穂氏による『変身装置と

しての「ほりもの」—イレズミの絵画的・文学的表象分析』(2013年 立命館大学提出)の表象論的論考の他はない。その意味で本論文は、美学、美術史、民俗学、医学史、文学など多分野にわたる視点を交え、領域横断的な刺青研究を目指しており、とくに「他者性」というキーワードを用いることで、古代以降近現代までの刺青文化の特質を浮き彫りにしようと試みた意欲作である。

これまで内容を概観しつつ評価をも加えてきたように、領域横断的研究に正面から取り組む姿勢は、本論文において高く評価すべき点の一つである。ただし、各章で選択された概念や方法論への体系的理解が不十分である局面も多々見受けられるのも否めない。自身が拠って立つ学術領域が、美術史なのか、美学なのか、また文化人類学なのか、文化史なのかといった基本的なディシプリンに対する自覚を確立することは、領域横断を実現する上で不可欠な手続きである。とくに刺青や衣裳という現物が残りにくい視覚資料をいかに論じるかは、関連する文献史料の精読と、周辺の関連図像資料の分析検討が欠かせない。しかし各章への展開および、とくに結論部分に端的に表れてるように、本論文全体にわたって、多くの概念語を用いて抽象的な論を展開せざるを得ない結果、個別の事象との結びつきを欠いてしまった論述が散見される。刺青という、一次史料としての作品や文献が決定的に不足する対象を研究する上での困難さに由来する傾向であるが、少しでも実証性を高める方法論を確立することも、今後の大きな課題である。例えば、刺青という衣裳に記号的機能をも指摘するのであれば、それがどのような物語性、象徴性を発揮するものであったのかについて、言語学的なアプローチも不可欠である。一案として、明治期の新聞や雑誌記事など、既に電子化が進んだ史料群についてのコーパス分析などへ展開の余地があろう。

一方、本論文の中核となる第3章で国芳論の展開の可能性を提示したこと、さらに刺青が日本の近代化と深くかかわる文化であり、かつ、幕末の浮世絵に描かれたフィクショナルな身体観にその淵源が求められるとの見通しは、第一に今後の刺青研究を展開する上で、第二に幕末・明治期の文化的連続性の中から日本近代を再検証する上で、極めて重要な視角である。さらに、刺青を日本の木版技術の最高峰ともいえる「錦絵」や、意匠性の高い火消袴纏などの「衣裳」といった異なる表現媒体に関連づけて論じ、日本近世から近代にかけての多様な装飾文化の流れの中に刺青の特質を見出した点も高く評価できよう。

本論文を通じて、刺青文化についての幾多の検討課題が浮き彫りとなったことは大きな功績と見なせよう。そして、多岐にわたる文献を渉猟し、真摯に考察を積み重ねて、自身の死生観をも盛り込みながら刺青研究の今後の可能性を開拓した点において、論文提出者平井倫行は、博士(歴史)の学位を授与される資格があると認められる。

〔10〕

氏名（本籍地）	松浦里彩（埼玉県）
学位の種類	博士（歴史学）
学位記番号	文甲第242号
学位授与の日付	令和2年3月21日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	柿右衛門様式研究—文様と構図の分析を中心に—
論文審査員	（主査） 教授 藤澤紫
	（副査） 教授 小池寿子
	（副査） 学習院大学教授 荒川正明

### 論文の内容の要旨

本論文は、十七世紀後期の延宝期を中心に制作された肥前磁器について、主に絵付けにおける文様と構図の分析を通じて、その構成要素や成立背景を明らかにすることを目的としている。その主軸となる作例が、「色絵双鳥松竹梅文輪花皿」（佐賀県立九州陶磁文化館蔵）他である。白くなめらかな素地に、赤や青、緑、黄の明るい色彩と繊細な線描で絵付けを施し、白い素地の見える範囲が広い、いわゆる「余白」をとる構図を用いた点が特徴的である。このような作品の多くは主に輸出製品として制作され、素地の美しさや独特の文様が王侯貴族に愛されると共に、海外の製陶文化にも様々な影響を与えた。

従来の肥前磁器研究は、生産地や消費地、編年の分析など考古学的手法に重点が置かれ、文様の描法や構図の構成といった絵付けに関する緻密な分析は、長く課題とされてきた。このような研究史の中で、本論文の検討内容は、作品が持つ要素や需要の要因などを明らかにするだけでなく、生産窯の特定や編年分析への応用も期待できることから、肥前磁器研究に新たな要素を加えることが可能であると考えられる。

この「色絵双鳥松竹梅文輪花皿」を含む一連の作品は、従来、「柿右衛門様式」と称され分類されてきた。しかし、そもそも「柿右衛門様式」という捉え方は後世の枠組みであり、延宝期を中心とした肥前磁器の絵付けや造形の傾向を、一つの様式として捉えようとした結果、生じた概念とも言える。柿右衛門様式に関する研究が特に活発になったのは大正期に入ってから、さらに様式概念として唱えられるようになったのは昭和期半ば頃のことと、その定義や概念は研究者によっても捉え方が異なり、いまだ曖昧な点も多く残されているのが実情である。

そこで、本論文ではまず柿右衛門様式に関する研究史を整理し、その問題点を抽出した上で、十七世紀の肥前磁器の絵付けの分析に取り組んでいる。具体的には、これまで詳細な検討が行われていない「文様」表現に注目し、形態や色彩などの描法の分類を試みた。併せて文様の配置にも着目し、とくに延宝期の肥前磁器や柿右衛門様式の特徴とされる、いわゆる「余白」のある構図の成立過程についても整理を進めた。重ねて同時代の絵画のほか、和鏡、小袖、漆芸などの工芸品も交えて比較検討を行い、モチーフの選択や構図構成の着想源についても、その傾向を明らかにしている。

これらの磁器群は、そもそも朝鮮や中国といったアジア諸国の技術を土台として誕生したが、次第に日本独自のスタイルを確立し、西欧の陶磁器文化にも大きな影響を与えるに至った。延宝期に制作された肥前磁器やそこにみられる絵付けが、西欧でこれほどまでに需要を高めた経緯には、どのような時代背景があり、またどのような要素が求められたのかという点にも留意し、具体的な事例を交えて輸出を介した需要の様相を示している。

なお、本論文の各章の組み立ては次のとおりである。第一章では、延宝期を中心とする十七世紀後期の肥前磁器をとりあげるにあたり、まず、主に延宝期の作風を代表する柿右衛門様式に関して、これまでの研究史を整理し、そこにみられる問題点やそのあり方の現状を確認した。また、柿右衛門様式の特徴のひとつとされる、なめらかな白い素地をさす、「濁手」という用語についても、その成り立ちを追った。

第二章では、十七世紀後期の肥前磁器の絵付けについて、①肥前磁器の赤絵創始者と創始時期、②延宝期の作風とその形成期、③延宝期の絵付けの構成要素、以上の三点から検討した。その結果、①史料に基づく、日本における赤絵創始の最古の記述は初代酒井田柿右衛門であり、その成立年代は一六四〇年代であること、②制作年代を推測できる作例から考察すると、延宝期にみられる作風の形成期は一六八〇年代頃と推定できること、③従来の研究史では、延宝期を中心とした絵付けの構成要素は、濁手素地、繊細な輪郭線、明るい色彩による文様の表現、左右非対称で「余白」を多くとる「絵画的」な意匠構成に着眼点が置かれていること、以上の三つの事柄を結論づけた。

第三章では、前章までの内容を踏まえ、本論文の核となる文様の分析を行っている。具体的には、四千点を超す近世の肥前磁器の伝世品から、十七世紀に顕著にみられる文様として、松、竹、梅、鳥、菊、蝶、柴垣の七種類を選択し、さらにモチーフごとに基準を設けて分類した。まずは時代の推移に伴う変化についても分析を行い、そこから延宝期特有の文様表現を抽出した。その結果、延宝期の文様は特に梅花の描き方に特徴があることを明らかにした。なお、その分析結果を、柿右衛門古窯からの出土陶片にみられる梅文様のトレースと照合したところ、この窯跡からは同系統の文様を施した作は出土されておらず、

特徴的な梅文様の作例は、異なる窯で制作されていた可能性が高いことが確認された。ほかにもこの時期に好んで使用された鶉文様を取り上げ、絵画作品との比較を通じて、延宝期の肥前磁器におけるモチーフの選択や表現の特徴についても考察した。その結果、本論文で導き出した文様分析の成果は、個々の作品の生産窯や制作年代の特定にも活用できる可能性が見いだせた。

第四章では、前章の文様の分析結果を用いて、十七世紀後期を中心とした肥前磁器における構図について、文様の配置から分析し、その構成要素と成立背景を論じている。その結果、延宝期に特徴的な、白素地の見える範囲の広い構図が成立するまでの変遷が明らかとなったことは、大きな成果であった。また、同時代の絵画や他の工芸作品に関しても構図の変遷を辿った結果、磁器と同じ傾向がみられることを確認した。特に、皿の形状と類似する和鏡に、延宝期の肥前磁器と共通する図様を見出すことができたことは興味深い。

第五章では、前掲の「色絵双鳥松竹梅文輪花皿」と、類例品の「色絵柴垣松竹梅鳥文輪花皿」（個人蔵）を対象に分析を進め、改めて延宝期の肥前磁器の絵付けの特質を考察している。また、西欧での収集の歴史や模倣例など、海外における肥前磁器の展開に着目した結果、柴垣文様や梅鶉といった特定のモチーフの組み合わせに高い需要が認められることなどを提示するに至った。重ねて、十九世紀後半にフランスで制作されたセルヴィス・ルソーの陶磁器の特徴である、花鳥文様を主とし、白素地をみせるようにモチーフを配置する構図にも、柿右衛門様式の影響がうかがえることを指摘している。

以上、本論文では、十七世紀後期の延宝期を中心に制作された肥前磁器にみられる絵付けについて、文様と構図の観点から分析し、国内外での影響や需要の考察も加え、その構成要素や成立背景を明らかにした。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、松浦氏の十余年にわたる研究成果を盛り込んだ意欲作である。国内における調査はもちろん、二〇一八年にはオーストリアの古城における陶片の実地調査も体験するなど、国内外におけるフィールドワークの成果もその知見に盛り込まれている。日本の陶磁器の色彩表現が飛躍的に豊かになった近世初期、中でも延宝期（一六七三～八一）には、「濁手」と称される乳白色の素地に繊細な上絵付けを施した作品群が制作され、その多くが西欧諸国に輸出された。これらの作品を総じて「柿右衛門」と称するようになるのは、『柿右衛門と色鍋島』（彩壺会、一九一六年）の著者、大河内正敏氏を筆頭に、近代以降の研究者の提言によるものであった。その後の「柿右衛門」研究は、現在まで続く酒井田柿右

衛門家の活動といかに関連付けるかという課題も加わり、いささか概念的であったと言える。考古学の方面からの研究成果により、昭和五十年代以降はこれらの産地や編年がより明らかになり、染付の有無などによって狭義、広義の柿右衛門様式などに分類されるようになった。その一方で、文様の検討など美術史的な観点からのアプローチは立ち遅れていたため、「絵付け」の分析を軸にその特質を論じた松浦氏の着眼点は、研究者として優れたものであると言えよう。

本論文において、査読者の評価が特に高かった事項は、① 四千点を超える肥前磁器を対象とした緻密なモチーフの分析、② 十七世紀中期から末期の肥前磁器に顕著な構図の変化の指摘、③ 和鏡、漆芸、染織など他分野の工芸への成果の活用性、の三項目である。中でも特筆すべきは、本研究の要ともなる三章におけるモチーフの詳細な分析である。松浦氏は四千点を超える膨大な量の近世の肥前磁器を対象に、延宝期特有の表現を示すと思われる、松、竹、梅、菊、鳥、蝶、柴垣の七つのモチーフを選択し、色彩や形態などの細部の変化に沿ってこれらを四六種類に分類した。その結果、正保期から元禄期にかけて同じモチーフでも明らかに描写が変化していること、延宝期を境に登場する文様表現があること、寛文期から延宝期にかけて大胆な構図の変化がみられることなどを指摘した。これまでにない文様表現の具体的な事例を示し、肥前磁器の生産窯や編年の特定に関わる複数の事項を明らかにするに至ったのは、今回の松浦氏の大きな功績である。

長期にわたり黙々と、モチーフごとの詳細な検討、分類を進めた松浦氏の熱意と、そこから一定の成果を導き出した事実を何より高く評価したい。考古学の成果によって、工芸作品の中でも陶磁器の編年はある程度規定されているため、この度の成果は、和鏡、漆芸、染織といった、他の工芸品の制作年代の推定にも応用される可能性を秘めている。

最終章で示された「柴垣」などの日本らしいモチーフが、目新しい文様として西欧の陶磁器に多く転用されたという事例も、大変興味深いものである。十九世紀の西欧に起こるジャポニスムの事例では、セルヴィス・ルソーやセルヴィス・ランベールといった、当時のパリ万博に出品された西欧産の製品に、浮世絵などの日本の絵画から図案を転用した例が知られている。加えて、植物や鳥、昆虫などの花鳥文様を主とし、白素地をみせるかのようにアシンメトリー

にモチーフを配置するその構図には、西欧に渡った「柿右衛門様式」の磁器からの影響が推測される、との今回の指摘も意義深い。

一方で、西欧諸国との貿易の問題を交えた交流史に関しては、示唆的な表現がなされているものの、まだ様々な観点から検討する必要がある。学力確認の試験の際にも、担当者から「ハイブリッドな器」という表現が示されたように、いわゆる柿右衛門様式は日本で

育まれた美意識を素地に、輸出先の西欧の美意識を直接的に反映した、当時としては稀有な作例であると言えよう。だからこそ、日本に先駆けて西欧諸国に陶磁器を輸出していた中国や、主要な依頼主の西欧諸国との関わりを常に視野に入れて論じるべきである。

従来の研究史では、一六五〇年代以降に開発された「濁手」は柿右衛門様式に必須の要件とされているが、これは白素地に拘りのある西洋の好みに沿って開発されたものと考えられ、それゆえに西洋への輸出が途絶えると、国内での生産も減少したことが予想される。その乳白色の素地の名称も、近年の研究では「milky-white」と称されたとされているが、実際に当時の西欧で「濁手」は何と呼ばれていたのかと言うことも、いつか明らかにすべき問題である。またわずかに伝わる国内の伝世品に関しても、花鳥表現がどのように行われ、いかに評価されてきたのかを緻密に論じれば、十七、十八世紀の東西文化の比較がより的確に行えるであろう。これらの東西交流史の観点は、ひいては柿右衛門様式の成熟、成立過程の経緯をより明らかにする、重要な鍵になることが期待される。

以上の検討すべき課題は残されているが、色絵の転換期ともなる十七世紀後期の肥前磁器について、これまで欠けていた美術史的なアプローチを用いて、実直に、かつ緻密な研究を重ね、一定の成果を上げたことは評価に値する。従来の研究史でいわば定番化した「柿右衛門様式」という用語に、執筆者自身が未だ囚われているように感じる箇所も一部に見出されるが、本論をまとめたことで生じた新たな課題に向かいながら、今後もより広い視野で自身の知見を発信することを期待する。特に、今回の論文で示した絵付けの分析結果やその方法論が、陶磁器のみならず、他の工芸品に対しても制作年代などを推定する素材となりうることは、学際的な研究が求められる中で、極めて重要であると考えられる。

以上、本論文の提出者松浦里彩は、博士（歴史）の学位を授与される資格があると認める。

〔11〕

氏名（本籍地）	福 沢 健（千葉県）		
学位の種類	博士（文学）		
学位記番号	文乙第294号		
学位授与の日付	令和2年3月18日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
学位論文題目	古代の歌と歴史叙述		
論文審査員	（主査）	（副査）	（副査）
	教授 谷口雅博	教授 野中哲照	教授 大石泰夫
	（副査）		
	教授 土佐秀里		

### 論文の内容の要旨

福沢健提出の論文『古代の歌と歴史叙述』は、『日本書紀』や『万葉集』巻一・巻二を取り上げ、各文献の語る「歴史」とはどのようなものを明らかにし、編者の「意図」を分析したものである。「歴史叙述」とは、ある時点のある視点を持った記述者による「想起」によって、「歴史」を記述する行為であると論者は定義する。これを『日本書紀』や『万葉集』巻一・二に即して説明すると、以下のようにまとめられる。

（1）『日本書紀』『万葉集』巻一・二には、これらの書物が編集された時代、すなわち、七世紀～八世紀はじめという「今」から「想起」された「歴史」が記されている。

（2）その「歴史」とは、「今」の価値観によって記述された「歴史叙述」によって、はじめて姿を現す。

（3）この「歴史」とは、編集された八世紀はじめの日本において「共同化」「構造化」が行われ、「今」の権力の正当性を保証している。

『日本書紀』『万葉集』巻一・二において、それぞれの「歴史」をそれぞれが「叙述」することによって、「今」における「歴史」の「共同化」「構造化」が行われる。「共同化」「構造化」とは、「古代国家」の起源を語る「歴史」が世間に流通・浸透して承認されることを言う。「共同化」「構造化」によって、「今」の「国家」の権威は保証されるのであると説く。

第一部「『日本書紀』歌における」歴史叙述では、推古紀一〇四歌と孝徳紀一一三・一一四歌、及び斉明紀一一八歌を中心として考察する。従来、これらを初期万葉以前と位置づけて、その表現に初期万葉歌につながる萌芽を見いだそうとする論考が中心となつて

いたが、「歴史叙述」という視点からみることによって、新しい表現と見えるもの、特にその抒情性は散文の要請に応えるために、生み出されたものであることを指摘する。推古紀の歌は、聖徳太子を理想の君主として描くことを意図し、孝徳紀・斉明紀の歌は、天智天皇の後の死と皇子の死への強い悲しみを表出することで、後継の皇子・皇女の正統性を保証する意図を持つと結論付ける。

第二部「『万葉集』巻二における歴史叙述」では、大津皇子歌群と有間皇子歌群を取り上げ、巻二の語る「歴史叙述」の意図を考察する。この二つの歌群が『万葉集』巻二の相聞部・挽歌部に置かれている理由は、二人の皇子の反乱伝承を配することによって、天智天皇・天武天皇の正統な後継者である草壁皇子とその皇子である文武天皇の正統性を語るという編集方針に基づくものと論ずる。従来、大津皇子歌群と有間皇子歌群は皇子の鎮魂という観点から扱われてきたが、『万葉集』巻二相聞・挽歌部は天智天皇・天武天皇の後継者は誰かという「歴史」を、歌の配列によって語っていると説く。

次に「歴史叙述」を分析するもう一つのキーワードとして「風流」を取り上げたのが第三部から第五部である。王及びその臣民は、国家という劇場においてそれぞれの役割を演技することを通して、支配・被支配の権力関係を再生産する（「劇場国家」という概念は、クリフォード・ギアツに拠る）。本論文が中心的に扱う初期万葉の時代（七世紀の日本）に現れた「古代国家」においても、この劇場性を指摘することができる。 「風流」は、礼的秩序の都として建設された「都」と深い関係を有するとし、「劇場国家」の舞台「都」における「演技」の規範が「風流」であると説く。『万葉集』巻一・二の描く「風流」の「歴史」を辿ることによって、劇場としての「古代国家」がどのように描かれているかを論じている。

第三部「藤原京の「風流」」では、礼的秩序の「都」である「藤原京」の建設と「風流」について述べている。「藤原京」において活動する人々は、その空間にふさわしい演技のための規範が求められた。その規範としての「風流」について、「礼」をキーワードして考察する。「風流」には、「礼」を守ることを求めた儒教的「風流」と、「好色」であることを求めた道教的な「風流」とがある。第一章では、藤原京にふさわしい「風流」とは何かを問答する石川女郎・大伴田主贈報歌（『万葉集』巻二・一二六～一二七）を取り上げ、藤原京が礼的秩序の空間として表象されていることを述べる。第二章、第三章では、礼的な空間である藤原京がどのように作られたかについて、「香具山」「神ながら」をキーワードとして考察する。

第四部「行幸空間における「風流」」は、「行幸」の空間における「風流」の「歴史」を、「好色」をキーワードとして考察する。斉明朝に特徴的に現れる「温泉行幸」に注目し、中皇命の宇智野遊獵歌二首（巻一・三～四）、額田王の熟田津歌（巻一・八）、中皇命の行

幸歌（巻一・一〇～一二）を取り上げ、斉明天皇の行幸を考察し、「藤原京」建設以前の「行幸」では、「礼」を逸脱することによって権力を表象する「好色風流」が主流であったと説く。特に、八番歌については、左注に「御船西征」とあることから、斉明七年（六七一）の百済出兵に際しての軍船進発の宣言であるという解釈が一般的であるが、左注を素直に読めば、八番歌は「温泉行幸」の歌であると読める。八番歌は行幸に参加する女たちを代表して男たちを船遊びに誘う歌であり、女たちの恋によって大王の権力を表象するものであると結論づける。一〇～一二番歌においても、幸福な旅の中で遊ぶ恋人たちの姿が繰り返すようにたわわっていると説く。

第五部「平城京の「風流」では、「平城京」という新しい「都」において、「風流」がどのように受け継がれたかを、「礼的秩序」「好色風流」をキーワードとして考察する。第五部で取り扱う対象は、『万葉集』巻一・二からは離れるが、巻一・二の「歴史」が到達すべき秩序の世界の表象としての「平城京」の姿を明らかにしたものである。

このように『万葉集』では、藤原京以前の行幸は好色風流の空間として描かれるのに対して、藤原京においては礼的秩序の空間として描かれている。それに続く平城京の風流は、礼的秩序の風流と好色風流とが混交して明確に分けることは難しいが、藤原京に引き続いて、礼的秩序の空間として表象されたものと考えられるとする。

以上のように本論文は歴史叙述の中に位置付けられた歌がそれぞれの文献においてどのような意図を持って記されたものであるのかを、『日本書紀』推古天皇・孝徳天皇・斉明天皇条記載の歌、及び『万葉集』巻一・巻二記載の歌と題詞・左注の内容や歌の配列などから分析したものである。

## 論文審査の結果の要旨

福沢健氏の申請論文『古代の歌と歴史叙述』は、全五部二十四章から成る。福沢氏は歴史叙述とは、「ある時点のある視点を持った記述者による「想起」によって「歴史」を記述する行為である」と定義付ける。そして古代文学作品は、歴史事実が特定の視点によって再構成され、記憶の「共同化」「構造化」が行われ、権力の正統性を保証する意図を持って叙述がなされているものと捉える。本論文はそうした視点に基づいて「歌」による歴史叙述の方法について論じたものである。

第一部「『日本書紀』における歴史叙述」、第二部「『万葉集』巻二における歴史叙述」は、歴史書である『日本書紀』、歌集である『万葉集』それぞれの歌が持つ歴史叙述としての意義について、聖徳太子や斉明天皇、大津皇子や有間皇子などの人物描写の方法と絡める

形で論じられている。第三部～第五部では、「風流」をキーワードとして、古代国家がどのように歌表現の中で歴史化されているかを考察している。天皇の居住空間として、藤原京と平城京、そして天皇の行幸空間を取り上げ、それらが漢籍等の知を規範とする、若しくは基盤とする歌い手によっていかに表現されているかを、『万葉集』巻一・巻二の歌を中心に論じ、好色を求める「風流」と、礼的秩序を求める「風流」とが各天皇代の歌の中に見出せるとする。

『日本書紀』は歴史叙述の中に歌が組み込まれたものであり、『万葉集』は歌を中心としてその詠み手や作歌事情についての情報が記載されたものである。従って『日本書紀』に記された歌は歴史叙述の中で何らかの意図を持って記載されたものであると考えることが出来るが、従来は登場人物の心情描写に寄与するものとして位置付けられてきた。叙事の中に抒情が組み込まれることで、登場人物の内面が描かれるという捉え方である。一方で、歴史の中に歌を位置付けるのは、歌の歴史化であり、また歴史記述を実際に歌われた歌と併せ記すことで、その出来事に現実味を持たせる効果を持つとの指摘等もなされてきた。しかし編纂者が為政者の側の正当性を主張するために歌の記載が求められたという見解は、これまで積極的に説かれることはあまり行われていない。福沢論文は、歌表現の分析と、散文部分の記事の分析を通して、積極的に歌を王権の正当性や皇統の正当性を保証するための表現であると説き、個の抒情の表出として捉えられてきた歌を、編纂者が意図をもって歴史叙述の中に位置付けたものとして捉える。一方の『万葉集』の方は、あくまでも巻一・巻二に限定的な考察ではあるが、そこに含まれた雑歌・相聞・挽歌を考察し、歌と題詞との関わりや、歌の配列を検討し、そこに歴史を叙述しようという意図を読み解くものである。散文を中心とする『日本書紀』とは異なり、歌を中心として歴史認識を示そうとする歌集として捉えるわけであり、これも歌が記載されることの意義を、従来とは異なる角度から捉えた論となっている。

例えば『日本書紀』齊明天皇条に見える、天智天皇皇子である建皇子への挽歌は、幼い孫を失った祖母齊明天皇の歎き悲しみが表出されたものであるが、それが『日本書紀』の中に記載されている意義は、建皇子を皇位継承の資格を持つ存在として認め、その系譜に連なる持統天皇や草壁皇子、そして文武天皇の即位の正当性を保証するものであると説く。また、『万葉集』の大津皇子関連歌群については、後に謀反人として処刑される大津皇子を、皇位を継ぐには不適格な人物として位置付け、逆に天武天皇と持統天皇の皇子草壁を、即位に相応しい人物として描こうとの意図を持つと結論付ける。

その他、天皇行幸歌を、「風流」の視点から王権讃美に繋げて考えるなど、随所に論者

独自の見解が提示されており、いずれも興味深い論となっている。氏の論証は、結論を見ればかなり大胆なものもあるが、その論証方法は、語句の解釈や用例分析を基本とするもので、極めてオーソドックスな方法による。従って、大きく破綻することが無い。

しかし、独自の論を展開する故にやむを得ないことではあるのだが、それらの結論は、編纂者の理念によって歌が記載されているという大きな前提から導き出されている面があり、角度を変えてみた場合、若しくは異なる前提を立てて見た場合に、結論自体も異なるものとなるという危うさをも含んでいる。草壁皇子の皇位継承の正統性（実際には即位していないが）を、大津皇子との対比において表現しているという見方については、逆に大津皇子を主役として位置付け、草壁皇子を貶めるような構成になっていると取ることも可能であるし、研究史的にはそうした見の方が優勢である。建皇子挽歌等に見られる抒情性は、歴史を叙述する中で効果的な方法として選び取られたものであるとするが、何故抒情性を持つ歌が効果的であるのか、今ひとつ明確ではない点があるし、またそれらの歌に含まれる抒情性は、本来の詠み手の心情として受け取ることも可能である筈だが、その作歌動機を編者の側が歴史叙述に有効と見て利用したとするのか、若しくは編者自身が生み出した抒情性であると考えなのか、不明確な場合も見受けられる。舒明・斉明朝と持統朝の風流を、「好色風流」と「礼的秩序の風流」として捉え、巻一に見る舒明・斉明朝の温泉行幸歌は、女性の恋を歌うことで大王の権力を象徴するという見方もやや極論のように思える。

本論文ではそもそも歌が歌われた時点での意味を問うことはしていない。歌が『日本書紀』『万葉集』に取り込まれた段階の、編纂時の意図を問題としており、編纂者が散文部分（『万葉集』の場合は題詞や左注）と歌とをどのように関連付け、何を主張してそれを歴史叙述として成り立たせているのかを問うている。それだけに、編纂の時期や過程、編纂方法が問題となってくるところであるので、本論文が主として対象とした部分、『日本書紀』であれば推古紀・孝徳紀・斉明紀、『万葉集』では巻一・巻二の編纂過程や成立の問題についても考察がなされなければならない。そのあたりがあまり論じられていない点も、問題を残すが、それは今後の課題ということになるろう。

以上のように、本論文は、論じ足りない部分もあり、また全体に独自性を持つが故に結論にやや飛躍が見られる部分を含み持つものではあるが、それは従来の研究を越えようとする強い意欲の現れでもあろう。本論文は、「歌と歴史叙述」という一貫した問題意識のもとに、綿密な調査に基づいて統一性をもって論じられたものであり、『日本書紀』及び『万葉集』の新たな研究の可能性を拓くものであると言える。よって本論文の提出者福沢健は、博士（文学）の学位を授与せられる資格があるものと認める。

〔12〕

氏名（本籍地）	榎本 博（東京都）
学位の種類	博士（歴史学）
学位記番号	文乙第295号
学位授与の日付	令和2年3月18日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	日本近世における地域政治と知
論文審査員	（主査） （副査） 教授 根岸茂夫 総合研究大学院大学教授 大友一雄 （副査） 一橋大学教授 渡辺尚志

### 論文の内容の要旨

申請論文は、日本近世における「地域政治」およびその基盤である「家」「知」に着目し、地域社会の存立構造の解明を論じようとしたものであり、対象とした地域は一八～一九世紀の武蔵・下総・常陸である。申請者は、「地域政治」とは諸集団・諸階層が地域社会の不安定さを克服しようと交錯する不断の具体的な過程と考え、「家」とは祖先崇拜・祭祀を通じて世代を超えて連続していく祖孫一体の永遠の生命体と観念、「知」とは広義には一般的な知識、あるいは人々が生きるうえで拠り所とする価値観、と規定する。論文は三部から構成され、第一部では地域政治の成立とその歴史的展開、第二部は一八世紀以降の地域政治を担う家や地域全般の家・家意識、第三部は地域政治を担う家が得た情報・知識の管理・継承過程を論じており、以下の章から構成される。

序章 本論の問題意識と研究視角

第一部 地域政治の歴史的展開

第一章 幕府治水政策と治水組合の成立

第二章 水利普請組合の歴史的展開

第三章 捉飼場と餌差・鳥狚の展開

第四章 武州八ヶ領捉飼場における野廻り役の職務と機能

第二部 家と地域政治の再生産構造

第五章 一八世紀以降における家・家意識の展開

第六章 武士との交流に見る家意識の展開

第七章 一九世紀における村役人家の「家紀」編纂と情報管理

### 第三部 地域社会における知の継承

#### 第八章 蔵書群構造からみた地域社会の知の特質

#### 第九章 藩政をめぐる村役人家の蔵書と献策

#### 第十章 家と知の継承

#### 終章 本研究の成果と展望

序章では、「地域政治」「家」「知」に関する研究史と本論文の課題を整理している。

第一部は四章から構成され、武蔵国・下総国における幕府の治水や鷹場に関する政策を事例に、諸集団・諸階層の交錯の場として地域政治が成立する過程や変容について検討する。一八世紀に用水組合や捉飼場に設定された地域において、領主支配と人々の生活とが交錯し、そこに両者の利害を調整する地域政治の領域が現れると主張している。

第一章では、幕府の治水政策の転換と、武蔵北部における自普請・水利普請組合の形成を分析し、地域政治の成立過程を論じている。一八世紀に幕府が治水政策を転換し、幕府・領主が担っていた治水の役割と費用を村々に転嫁するようになり、村々に自普請組合を設定し、普請負担を巡り領主と地域とがせめぎ合うようになる。普請にあたって村々や領主との負担に関する利害調整が常に必要となり、組合に調整機関としての役割が期待され、組合に地域政治の権限が付与されたと論じている。

第二章では、寛政期以降の上納助成金の運用を事例に、奈良堰普請組合の地域政治の歴史的展開を検討している。治水に関わる地域政治の機能を持った水利普請組合において、領主の政策や地域政治の担い手が推移することで、地域政治が歴史的に展開すると主張している。

第三章では、幕府の鷹場である捉飼場における地域政治について検討している。宝暦期に鷹場の取締りが強化され、捉飼場では禁止されていた鳥猟が摘発される事件が多発した。これらの事件は、広域支配と地域の生活との間の矛盾が顕在化したものであり、地域社会では鳥猟を黙認して、あたかも鳥をめぐる広域支配が貫徹されているかのように取繕ったと考察する。ここに、地域社会と広域支配の矛盾を調整する政治領域が生まれたとしている。

第四章では、武蔵東部を事例に、地域政治を担う野廻り役について検証している。野廻り役の職務は鳥類の飛来・生息の把握が中心であったが、宝暦期以降、廻村や文書による鷹場の取締りが重視されていき、村々との間に軋轢が生じた。野廻り役は結果的には地域の取締りを緩め、幕府の支配は弛緩する。支配の弛緩は、地域の有力者を野廻り役に登用し、捉飼場の管理・取締まりを委ねたという体制的な問題に起因しており、野廻り役は、

幕府の掟御用を支えつつも、地域の人々の鳥猟を黙認する存在であったと考察し、ここに地域社会における地域政治の意義があると主張する。

第二部では、地域政治を担う村役人の家・家意識のあり方について、水戸藩領の常陸国牛堀・永山村を事例に検討している。ことに一八世紀以降に家意識を高揚させ、武家との関係をも構築しながら、家の存続が図られていく過程を分析する。

第五章では、一七世紀から一九世紀にいたる百姓の家の存立状況を分析する。一八世紀半ば以降、新旧・階層を問わず、百姓の家が絶家・新規分家などで流動化したため、却って地域のなかで家の継承を強く意識するようになったとする。こうした過程を経て、村役人・豪農など一部の上層農民が家意識を高揚させていったと考察する。

第六章では、百姓の家が武士の家と交流する過程や諸問題を検討している。上層百姓のみならず、一般の百姓層も武士と交流を取り結び、由緒を入手して家格を上昇させ、家意識を強く意識していった事例を分析し、百姓が武士との交流を重ねながら地位や特権を獲得していく過程を考察している。一方で武士と百姓が、由緒や歴史を通じて双方向的に取り結ばれながらも、他方で両者の家意識は互いに相容れない部分が存在したことにも注目している。

第七章では、家の記録『家記』の編纂過程を検討し、家の由緒の形成や家意識ともに、地域の歴史意識・地域意識との関係を考察している。常陸国牛堀・永山村の豪農須田家が、文政期前後に世襲の庄屋相続が危ぶまれるなかで、『家記』編纂や膨大な文書の収集や家の情報の整理が行われる過程を検討している。その成果となった家の情報は家の内外で使い分けられたとする。外には文書で裏付けられる近世前期以降の歴史が示され、家の存立にかかわる歴史を秘匿しながら、一九世紀に『家記』が成立すると考察している。

第三部では、知識や情報が広がる一九世紀に、村役人・豪農・中間層の家が「知」をいかに管理・利活用・継承していたのかを、書物・記録類の分析や「知」の秘匿などの様相から、家の地位や権威を再生産していったことを主張している。

第八章では、須田家の蔵書目録を分析し、同家の蔵書の形成過程と特質について明らかにする。蔵書は、家の再興、経済的・政治的な上昇を背景に、各歴代当主の文化的なネットワークの拡大によって入手経路が広がり、書物も多様な内容になり形成された。蔵書は、家の存続に抵触する情報が秘匿され、その秘匿性によって蔵書群の階層づけがみられた。秘匿された蔵書以外は、限られた血縁関係などの家同士で共有されていたと主張する。

第九章では、蔵書の知がいかに地域政治のなかで利活用されたのかを検討している。須田家が秘匿した蔵書は、家固有の知的資産となり、後代に継承されていき、特に、農政や地方支配に関する記録類・蔵書がより重要視された。水戸藩の天保検地にあたって、須田

氏は、水戸藩儒者の藤田幽谷『勸農或問』に接し、一方で所蔵の地方書・農政書を活用して、郡奉行手代宛に献策書を提出した。献策の内容は、大地主経営を抑制しようとする水戸藩農政への批判と、貧民救済への提案である。この献策は、須田家および地域の経済活動と自家の経営、商業化が進展する農村の現状を、検地・限田制といった水戸藩の支配強化から守ろうとするものであったと論じている。

第十章では、須田氏の本家と分家による記録や蔵書の取り扱い、その継承過程を検討し、家に蓄積された知がいかに関後に引き継がれていったのかを検討している。本家が水戸藩から処罰を受ける中で、分家は本家の経営を受け継ぎ、本家が勤めた庄屋役や大御山守役などの役職に就いて本家を補佐していく。ただ分家が次第に自立し本家を凌ぐようになると、本家は分家に記録類を譲渡せず自家の位置を守ろうとする。この過程を通じて、近世において記録類=知が家を超えては継承されにくいと論じ、情報の公開と近代への移行を結びつける近年の近世情報論研究に訂正を迫っている。

終章では、本論の検証結果をまとめ研究を展望している。日本近世における地域政治は、一八世紀に領主支配と地域の生活との矛盾が生成する領域に生じ、一九世紀には歴史的に展開していく。また、一八世紀以降、武家と地域との交流や家意識の高揚が進展し、地域の人々が歴史意識を持ちつつ、蔵書を形成する過程で「知」が創造され継承されていくと論じている。さらに、地域政治に関与する階層が知を共有し、それに基づいたコミュニケーションが地域政治を展開させていたと主張する。

## 論文審査の結果の要旨

近年の近世地域社会研究では、領主と地域の合意形成やその実務的な処理の過程が明らかにされてきており、そのなかで地域政治を担う村役人層あるいは豪農・中間層が実務を行うための知を身につけていったとされている。ただ、村役人層など個々の家やその知のあり方について、詳しく追求される研究は少なかった。申請論文では、まず一八世紀における地域政治の成立を、村・地域・領主支配を総合的に捉えながら論じる。ついで村役人層の家やその知のあり方について実証的かつ詳細に検討し、彼らの知が地域の家・家意識に規定されるとともに、武士の家や知と共有される部分をもっていたことを具体的に検証した。かつ地域政治と知の関係に考察を加え、蔵書や知が公開されながら近代社会が成立していくという研究動向を批判しながら、近世特有の知とその展開過程をも明らかにしたところに、本論文の学術的な意義が見いだせる。

申請論文は三部から構成され、第一部では地域政治の成立とその歴史的展開、第二部は

一八世紀以降の地域政治を担う家や地域全般の家・家意識、第三部は地域政治を担う家が得た情報・知の管理・継承過程を論じている。

第一部では、一八世紀後半以降の幕府支配と地域の生活の矛盾の中で、その調整と地域を守るために地域政治が生まれ、それを担う村役人・豪農・中間層が成長すると論じており、従来あまり検討されることがなかった普請組合・捉飼場などの実態をその全貌も含めて検証しながら、地域政治が成立する契機を論じている。第一章・第二章では、利根川・荒川に挟まれた武蔵北部の普請組合の展開と幕府政策の矛盾を論じ、第三章・第四章では幕府鷹場の一つである捉飼場の範囲を確定して図示するなど、従来の鷹場研究の不足を補い、かつ幕府支配の矛盾と地域社会の変化のなかで野廻り役が両者を調停していく過程に、地域政治とそれを担う層の形成を論じており、実証的に検証を重ねながら、村・地域・領主支配を総合的に考察して地域政治という領域が生成すると主張しており、首肯できる内容となっている。

第二部では、村役人層などが一八世紀後半から家意識を持つ過程を、地域の歴史や武士層との関係を通して、記録を作成していく事情や、そこで形成される歴史意識に注目する。水戸藩領の常陸南部に居住する豪農須田氏と、その周辺村落を事例に、第五章では、百姓の家が一八世紀半ば以降から家意識を高揚させていったと考察し、第六章では身分格差がある武士と百姓との由緒や歴史意識をめぐる交流に注目し、第七章では須田家が存続の危機に直面しながら自家の記録を収集し、情報の公開と秘匿を整理しながら歴史意識を形成し『家記』を編纂する姿を論じており、情報公開についての提起は現在の研究動向に疑問を呈している。

第三部では、近年の書物研究の成果を取り込み、豪農・中間層による蔵書の形成を精緻に考察し、その知を応用しながら地域政治へ参画していく過程と、その知の特質および継承を論じている。第八章では、須田家の蔵書の特徴とともに、蔵書が家の政治的経済的な上昇とともに形成される過程を具体的に論じ、第九章では、須田家が秘匿した蔵書の知が地域政治のなかで活用されたのかを、水戸藩の天保改革を通じて検討し、第十章では須田家の本家分家と相互の蔵書の関係に注目し、水戸藩に処罰された本家と役職を継承した分家が、蔵書や記録を所蔵し秘匿・継承する過程を論じながら、近世固有の知が、必ずしも近代の知の公開に繋がってはいないと主張しており、ここでも近年の研究に対する疑義を示している。

以上、近世地域社会論研究および近世の書物史研究や情報・知の問題など、近年研究が盛んになった分野に対し、正面から取り組み、新たな知見や論点を提示した点で、申請論文は学術的価値が高いと認められる。ただ意欲的な論文であるだけ、問題点も見いだせる。

例えば、地域政治の生成に対し、一八世紀以降に幕府の支配が強化されることを前提としているが、この時期には近世社会の発展の中で幕府の支配の矛盾が顕在化する時期であり、かつ地域社会が経済的・文化的に発達し、豪農・中間層が成立する画期であり、幕府の支配の矛盾だけでなく、地域の多様な変化から地域政治の成立が捉えることができたであろう。また村役人・豪農・中間層の知の検討が政治経済情報だけに偏り、蔵書の中心となった漢籍・歴史・文学・和歌・俳諧などに及んでおらず、文化としての知の検討に着手していない。さらに幕末水戸藩の抗争の中で須田本家が処罰されていく過程など、考察する問題は残っている。

しかし、近年の近世史研究の成果を正面から受け止め、一八世紀における地域政治の成立と展開について、家・村・地域・幕府支配という要素を総合的に論じるとともに、村役人・豪農・中間層の知の形成を解明し、一九世紀における地域社会の展開に家意識や蔵書形成の問題を位置づけ、新たな知見や論点を見出したことは、今後の近世史研究に資するところは大きい。よって本論文の提出者榎本博は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があると認める。

〔13〕

氏名（本籍地）	土佐秀里（千葉県）
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	文乙第296号
学位授与の日付	令和2年12月2日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	律令国家と言語文化
論文審査員	（主査） 教授 谷口雅博 （副査） 教授 大石泰夫 教授 野中哲照 早稲田大学教授 高松寿夫

### 論文の内容の要旨

土佐秀里提出の論文『律令国家と言語文化』は、八世紀日本で編述されたいわゆる上代文学（上代文献）を対象にして、その歴史性と精神性・思想性とを論じるものである。日本文学史において最初に出現する作品群は、文字を媒介とし、書物の形態をとるところにその特質と歴史的意義が存する。その点が前代までの口頭伝承との差異であり、問われるべきはそのような表現形態が可能となった歴史的条件である。文字に対する認識という条件だけならば、紀元前後には可能となっていたはずであり、八世紀が書物出現のメルクマールとなったことには、それ以外の事由が考えられなければならない。そこで本論文が着目するのが、律令国家の出現と律令制定という歴史的条件である。律令制の導入によって、音声中心の思考から文字中心の思考へと言語文化認識が大きく転換したことが、上代文学成立の基本的条件であったと考える。

そこでさらに本論文が着目するのが、律令制の導入に伴って、時間・空間の認識方法や、人間関係に対する認識、さらには死生観などまでもが大きく転換・変容したという点である。そのような新たな認識のありかたを本論文では「律令的思考」と呼称した。そして本論文は、そのような律令的思考の諸相を、個別具体的な上代文学作品の表現の内部に探ることを試みたものである。

本論文は、序章と本論五章の全六章から成る。まず序章において基礎論を述べ、第一章において総論を述べる。第二章以下は、王朝を基準とする時代区分を行い、時代順の論述を行っている。そして、壬申の乱や大宝律令の成立といった時代の転換点を指し示すこと

によって、時代ごとに文学のあり方も変わってゆき、それぞれの傾向と特色を示していることを論じる。

序章「律令国家と言語文化」においては、本論文の方法と論理についての概説を行っている。まず「歴史」と「言語」の関係を論じ、さらに律令制の特質とその精神について論じ、本論文の基礎としている。

第一章「文字の思考」は、上代文献全体に及ぶ問題として、音声と文字の差異や、文字中心の思考がもたらすものについて考えるものである。主として、古事記・日本書紀・風土記における伝承性と文字の関係を論じ、また万葉集の編纂方針と文字の関連を論じる。いずれの文献も音声への志向を有しながらも、漢字による書記によって新たな思考と表現の形を与えられていると言えることを指摘する。

第二章「『感情』の発見」では、額田王を中心として、斉明・天智朝における抒情歌の出現を歴史的な現象として位置付ける。具体的には額田王の代表的な作品を読解し、そこに時代精神の反映を読み取っている。大化改新と壬申の乱の間に位置するこの時期は、中大兄皇子を中心にして律令国家建設の意志が高められ、そのモデルとしての唐の政治と文化への憧憬や追従も強まった。その中で額田王の活動も精彩を帯びることとなったと結論付ける。

第三章「神話と儀礼の創出／解体」においては、柿本人麻呂を中心として、天武・持統朝における神話的・儀礼的言説の形成過程を論じ、同時にそれらが批評的に解体されてもいることを述べる。壬申の乱を経て、天武朝には王権が強化され中央集権化が進むが、持統朝ではその王権を神話化・神聖化する動きが強まり、人麻呂に活躍の場が与えられた。その表現の可能性を大きく前進させたものが、神話的・儀礼的言語を求める時代の要請であったことを論じるものである。

第四章「『大宝律令』前後」は、大宝律令が完成し、施行された文武朝という時代における政治と文化の転換を論じる。具体的には、懐風藻の詩や万葉集の歌を題材にして、そこに儒教的な思弁が強く反映していることを明らかにしている。特に文武天皇という存在にこの時代の精神が象徴されており、儒教的な志向とともに、『玉台新詠』のもつ情趣と遊戯性への志向があることを指摘する。

第五章「律令官人の夢想と現実」は、聖武朝の多様な作品群を、律令官人の言説として捉えることを試みたものである。僧侶・皇族・女性も含めて、万葉歌人はそのほとんどが律令機構の中に位置づけられ、律令的な思考様式を求められる立場にある。律令制の成熟に伴い、律令官人たちは自らの言葉と表現を模索するようになっていった。結果的にその表現は多様性を獲得し、漢詩文の影響と、倭歌伝統の復興の両面を混在させながら展開し

てゆくこととなる。そ

の諸相を、個別の作品に沿って論じている。

以上、本論文は、序章から第五章まで、斉明朝から聖武朝初期に至る日本古代文学史の展開を、万葉集を中心にして、律令国家の形成史と重ね合わせながら論じたものである。

### 論文審査の結果の要旨

本論文の序章第一節の冒頭に、「本書は、律令国家形成期の「日本」において集中的に創出されることとなった文字資料群を対象として、その思想的・精神的意味を解説しようとして試みるものである」と、その目的を明記している。申請者の土佐秀里氏は、主として『万葉集』を対象としてこれまで研究に携わってきているが、論文名に『万葉集』や古代文学・上代文学という名称が含まれていないのは、こうした大きな視野から論じようとする目的意識による。土佐氏は、日本文学史の劈頭が、年代的に律令国家形成期に重なっているのは偶然ではないとし、七世紀から八世紀にかけて、特に大宝律令制定前後は思想史的・精神的な転換期として位置付けられるものであり、この時期に新たに生み出された思考様式を、〈律令的思考〉と名づけ、文学作品成立の条件としてこれを位置付ける。だが、文学作品が「律令国家」に従属するものではなく、両者を対等の関係、拮抗する存在として捉える。それが論文名を『律令国家と言語文化』とした所以である。

以下、内容の具体的な説明は「論文の内容の要旨」に譲り、学力確認試問の際に質疑応答で取り上げられた点を中心に述べていきたい。

まず序章において土佐氏は、氏族制から律令制への推移によって、精神的・文化的に急激な変化がもたらされ、文字化された文学作品が生み出された要因もその点にあったと捉えている。そしてその新しい文化が万葉人に浸透する様について論じているが、そうした変化を連続的なものとして捉えるのではなく、断層のあるもの、急激なものとして捉えることの妥当性にやや疑問が残る。そのような急激な変化が容易に受け入れられるものかどうか問題となるところである。氏族制から律令制への移行、〈律令的思考〉の浸透に際して、そこに断層を見出すのみではなく、連続性や等質性も見なければならないのではないかと論者は、論の主旨を明確に伝えることを目的として、敢えて極端に図式化・構図化して考えるという方法を用いており、それによりかなりの成果を上げている面はあるが、やはり単純には図式化できない部分についての考察が今後求められるものと思われる。

第一章は総論にあたる部分である。ここでは、文字によって記された『古事記』『日本書紀』『万葉集』は、一見、口承言語を記し残そうとの工夫をした表記方法を用いている

ように見えるが、実際には文字中心的思考によって記されたものであり、口承的に見えるのは編者の戦略であり、音声言語を表そうとする装いであったと論じている。『古事記』の注記は、音声的であることを装うために適当に付されたものではないかとする指摘や、『日本書紀』の一書の羅列は書物崇拜、書物蒐集主義に基づく結果によるなど、やや極論めいた発言に気になる点はあるが、漢字を用いて表記することによってはじめて口承言語が意識されるというのは従来から説かれてきている事柄であるし、『万葉集』が盛んに典拠（多くは現存していない）を記すという、書物蒐集主義的傾向を示していることを参考とするならば、それぞれの論考の主張には首肯し得る点も多い。

第二章以降は各論に相当するものであり、ここから『万葉集』の歌、及び『懷風藻』の漢詩を、天皇代ごとに、その文学史的特質を明らかにしつつ、個別に取り扱った論を展開している。まず斉明・天智朝の歌を、額田王の歌を中心に取り上げ、歌が文字によって記載されることで言語呪術としての意味を失い、代わりにそこに感情的・抒情的なものが生じると説く。死者の復活を信じる呪術言語の時代と異なり、文字言語の時代には既に復活は「願い」に過ぎなくなり、死別の嘆きが情として詠まれるように変化すると説く。天武朝には、天智朝の反動で文雅の場が縮小されるが、次の持統朝には、天武崩御後の危機的状況乗り越えるべく、柿本人麻呂を中心として盛んに天皇讚美の歌が歌われ、それが儀礼の場で披露されるようになったとする。その一方で、死者を追慕する感情から発展した相聞が、七夕歌を媒介とすることで、表現としての「恋情」を発見していくという歌の歴史的展開を見据えていく。こうした、天皇代ごとの時代状況の推移と、それに伴う歌表現の変遷は、「万葉史」を考える際に有効であるのは確かだが、これもやや図式的に捉えすぎている点が問題として残るように思われる。その点については今後の検討課題として残るものではあるが、以上のように、各論では序章で説いたところの〈律令的思考〉の諸相を、個別具体的な作品の表現内部に探ることを試みており、その結果として、額田王、柿本人麻呂、文武天皇、また天平期の律令官人の歌を新たな切り口で解釈することに成功している。特に天平元年に詠まれた歌が多く「班田」と関連しているところを捉え、これまで単に「恋の歌」「旅の歌」とみられていたものの中に詠み手の種々の「志」が込められている、即ち「述志」として歌われたものであることを解き明かしているが、そうした歌が『万葉集』には他にも多く含まれていることが展望として示されている。歴史叙述に基づきつつ歌の場や歌に込められた意図について論じられた個々の論には説得力があり、今後他の多くの歌についても新たな捉え返しがなされる可能性を感じさせるものである。文学史的視点から見ても、これまで作歌年代等によって区分されていた『万葉集』の歌の歴史を問い直すことに繋がる問題を提起するものでもある。

以上述べてきたように、上代文学の研究史上において本論文の持つ意義は大きなものがある。上代文学研究の今後を切り拓く可能性を持つ本論文の提出者土佐秀里は、博士（文学）の学位を授与せられる資格があるものと認める。

